

平成26年第2回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月9日（月）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
建設 下水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会 委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広
総括主査 鈴木健司

事務局次長 畠山正子

議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 1番 杉山茂夫君

7番 河野豊君

4番 高坂茂君

6番 川村重光君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

9番 母良田 昭

10番 山本 実

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者の名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は4名であります。通告の順により、一般質問を許します。

最初に、1番、杉山茂夫君は一問一答方式による一般質問です。

杉山茂夫君の発言を許します。

1番、杉山君。

1 番（杉山茂夫君）

皆さん、おはようございます。

一般質問に入る前に、このところの低温による、あるいは天気予報の長期予報によればエルニーニョ現象による冷夏が予想されております。我が六戸町の基幹産業である農業、特に稲作の生育に懸念がされております。影響のないように祈っている1人でございます。

それでは、質問に入ります。

町が第4次総合振興計画で掲げる「恵の大地と人が結び合うやすらぎと感動の定住拠点・六戸」は、行政と各団体、そして多くの町民が参画、協働することで実現し得るものと考えて

おります。特に町民にとって一番身近な町内会は、地域コミュニティーの基本であり、行政等からの連絡や住民の生の声を双方向でつなぐ大事な組織であります。

そこで町は、コミュニティー活動の拠点である公民館などの施設改修や設備の整備、そしてその活動の支援として、ふれあいの郷づくり事業を行ってまいりました。少子高齢化が進む将来に向けて、持続可能な町内会活動やコミュニティーの形成に向けて、町が定めている行政連絡区域と区長制度、そして町内会について、次の4点の質問をさせていただきたいと存じます。

まず第1に、六戸町行政連絡員（区長）設置規則において、第2条の行政連絡区域の数と範囲は。また、その区域は町内全域に及んでいるか。さらに、50ある町内会とその範囲とは同一なのかを問います。

第2に、第6条の区長の職務範囲は、行政連絡区域の住民にかかわる事務について明記されております。町内会未加入者への書類の配布と収集及び連絡はなされているのかを問います。

第3に、第10条の区長の報酬は、町が行政連絡区域の住民にかかわる事務を区長に委嘱する対価ではありますが、その算定方法について問います。

そして最後に、任意団体である町内会は、会員の会費により運営されております。ふれあいの郷づくり事業で町内会の活動に対する町の補助はありますが、高齢化などにより町内会加入者が減少し、防犯灯の電気料など維持管理費が増大する中、町内会に対する補助金があれば町内会加入者にもその恩恵があると思うのですが、その考えはあるでしょうか。

以上、4点について町長からの答弁をお願いいたしまして、私の壇上からの一般質問といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、おはようございます。

一般質問ということで、最初に杉山茂夫議員よりご質問賜りました件に関してお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

まず、区長制度についてのご質問にお答え申し上げます。

六戸町行政連絡員設置規則第2条にあります行政連絡区域でございますが、50の町内会で

構成しており、町内会に加入している住家のある地域は、町内全体に及んでいるものと認識しております。町内会未加入者への書類等の配布につきましては、町内会での回覧では配布になりませんので、重要な通知であれば町内会長さんから直接配布していただいているほか、保険協力委員や母子連絡委員からも直接連絡が届くようお願いしているところでございます。

次の、区長報酬の算定方法であります。内規で定めておまして、均等割として2万円、町内会の班数ごとに5,000円、そして世帯ごとに500円を加算した額を報酬としております。以前にもこの行政連絡員にかかわるご質問をいただいたことがございますが、まずはご質問のとおり町内会、行政連絡員というその立場の違いを考えますと、いろいろご質問のとおりがあつてしかるべきかなというふうに捉えておるところでございますが、私ども住民と仲よくなってきました流れの中に即しながら、今申し上げたように、一応連絡をとれる、または相談できる環境にあるというふうに捉えているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、町内会についてのご質問がございます。お答え申し上げたいというふうに思います。

町内会の補助金をする考えがあるのかというご質問でございます。町内会において受益者負担の観点から、電気料及び機器の交換、修理等の維持管理費をご負担いただいております。また、新規設置につきましても、町内会からの要望をもとに町で設置し、その後に係る経費をご負担いただいている状況でございます。防犯灯の設置、維持管理につきましては、このような形で、町と町内会がそれぞれ役割を分担しまして、協働しながら運営していると認識しておるところでございます。

町内会活動は、基本的には自主的に行うものでございまして、その経常的な経費についても、活動主体が賄うものであるというふうに捉えているところでございます。ただし、地域の活性化のために特別な事業を計画する場合には、これまで同様、ふれあいの郷づくり事業補助金等を活用し、活動していただきたいと思っております。

ご質問に対する簡単ではございますが、お答えとさせていただきます。

議長（苦米地繁雄君）

1番、杉山君。

1番（杉山茂夫君）

まず、最初の質問でございますが、行政連絡区域の数と範囲はということで、町内会が全部で50あると、そして町内全域にその町内会の50で及んでいるということでございましたが、そのいわゆる町内会の範囲の区分けというのは、しっかりと例えばここからここまで、あるいはいろんな住宅地があるわけですけれども、そちらの家まで含むとかという形で町町内会のそういう範囲というのは設定されているのかどうか、それをまず伺いたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際は、行政側として線引きをしてボーダーラインを引いて、この地域までというふうにはいたしてはおりません。と申しますのは、例えば六戸の場合におきましては、近くであっても親戚関係が昔からの縁があって、そちらのほうに住んでいても町内会はこちらに属するとか、そういうこともございます。また、別のほうに家をつくってそっちへ建てたんですけども、でも町内会はやっぱり今までどおりみんなと協力してきているのでこういうふうにするという例えばの例でございますが、それらの等のこともございますので、こちらの線引きでもってはっきりとあなたはこっちでございますよというようなものは、町としては定めてはおりません。

議 長（苫米地繁雄君）

杉山君。

1 番（杉山茂夫君）

そうしますと、例えば町内会のだいたいの範囲がありますけれども、その一部、例えばそこには入っているけれども、その町内会としてのエリアがあるんだけど、その中で空白になっている、町内会に入っていない空白になっている例えば地域があるならば、それは単に町内会に入っていないということの判断でよろしいのでしょうか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

基本的には周辺、周りが見える環境にいる六戸町はあるというふうには思います。わからない人というのもいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも特別な以前からの関連の、先ほど申し上げたようなじゃない場合においては、その地域、町内会に属していただきたいということを転入の際でも申し上げておりますし、また、どちらかにお出かけになって、またこちらに住んでも本来はその地域のところに入っていただきたいというのが私どものお願いしているところでございます。

1 番（杉山茂夫君）

じゃ、わかりました。

確認しておきますと、六戸町の全域においては、その各50ある町内会のどの町内会に入っても、あるいはそのエリアとして全て網羅しているということと理解してよろしいわけですね。

その次にお伺いしたいのが、2番目にお伺いしました区長の職務範囲についてでございます。この行政連絡員設置規則においては、行政連絡区域の住民にかかわる事務について、第6条で広報、議会広報、選挙公報の配布、あるいは次に掲げる団体の長が発する書類の配布、収集、連絡に関する事と、それを区長に委任していると、その次に掲げる団体というのは町であり、あるいは議会であり、教育委員会であり、選挙管理委員会以下、社会福祉協議会等々いろいろございます。これについては、区長がその行政書類の配布、収集、連絡を行うという規則になっているわけです。

その場合に、その区長は、町から委嘱を受けてその事務の取り扱いをすることになっているわけですが、その町内会に、先ほどの答弁では、加入している皆さんには区長は町内会にいわゆる配布をすると、会員の中に回覧板等でそれが行き渡ると、ただし町内会に入っていない未加入者については、先ほどの答弁で町内会長あるいは母子連絡員、それから保健協力員あるいはそういう等々の行政とかかかわっている部分でのそれぞれの地域の協力員が、それを重要なものについては配布するということになっているわけです。

そうしますと、この行政連絡員設置規則にうたわれているこの範囲とこの業務というのは、そういうことになっているのかどうか、そこがちょっとわからないところであります。つまり、区長は、その行政区域内の皆さんに配らなきゃいけないと、でも実際には例えば町内会会員に配っている。その行政区域は町内会の区域だと。そうしますと、未加入者に対してもこの設置

規則の条文では配らなきゃいけないことになっているのか、そこが非常に曖昧な部分があるのかと思います。

確かに、私もいろいろ長年住んでいながら、町内会の活動を、あるいは加入を促進するためにそういういわゆる文書関係とかそういった部分は、町内会を通じてという一つの方向性は本当に理解できます。ただし、この条文がこういうふうになっている以上、それを例えば保健協力員だとか、それはそれでそういう違う調査とか、あるいはさまざまあるのかと思いますが、これについてはどういうふうにお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

議長 長（苫米地繁雄君）

質問者に申し上げます。議長の指名を受けてから発言をしてください。

1 番（杉山茂夫君）

すみません。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

今、ご質問ありましたが、まさにそのとおりだなというふうに思います。

というのは、かつて私も町内会長をやりましたが、当初まだ20代でございましたが、やはりその行政連絡員と条例の中にうたわれているものと現実とのこの整合性という部分はいかかなものかということを感じ取ってきたものでございますから、今、ご質問をいただいていること非常にそのとおりだと思いますし、またご質問にあるように矛盾している現状との存在があるということは、全くそのとおりだというふうに私自身は捉えております。

行政連絡員という立場、実はこれが町のほうからお願いをして、委嘱して行っているのであれば、あくまで行政連絡員の活動として、その町内会加入、未加入関係なく、あるこの地域はあなたがというふうになろうかと思います。

しかし、長年、ずっと以前から六戸町は町内会というものを中心として、冒頭杉山議員さんもおっしゃったように、コミュニティー単にそういう連絡をするばかりじゃなく、地域の住んでいる者同士が協力し合って暮らすという長い伝統の中での活動というものがございます。

その中で町内会を中心に行ってきた手前、こちらのほうから、またそのメンバーたる人、そちらのほうで選んでくださって出してきた手前、行政側のほうからこれは別でございますと線引きをして、行政連絡員はこちらのほうで決めますからこういうふうにしますというのは、なかなか現状の中に逆に水を差すような形になりかねないというのがありまして、今お尋ねのとおりはどうなっているんだろうかという流れの中で、今日に至っているということは事実でございます。

ですから、今、私どもとしては、未加入者とのかかわり、それから実際に町内会ということで活動している、すなわちご負担をしながら頑張っている人たちのギャップと申しますか、そういう部分に今のことも改善しなくちゃいけないのではないのかという捉え方があるのではないのかなというふうに思います。

しかし、私どもが町内会の活動に関しましては、はっきり申し上げて答える権利がないに等しいものですから、ある意味では、町内会並びに行政連絡員を共通認識で捉えてくださっている区域、区長業務という表現になっておりますが、行政連絡区域という区切り、そして今は区長というふうに称しているそうでございますけれども、その役目だけではなかなか難しいものでございますから、町内会に依存しているというのが現状でございます。

しかし、それはスムーズにいつているところ、そしてまた先ほど申し上げたような未加入者とのかかわり、負担とのかかわりの中において、これでいいのかというふうに思っている地域が混在しているというのが今の六戸の状況なんだというふうに思っております。これを解決して明確化したいなと私自身も思いましたが、しかしせつかくのところ繰り返しになって恐縮なんでしょうございますが、一生懸命これでよしと思ってやっているとところに水を差すのはいかがかということもありましたので、今日このようになっていると、ですから私どもとしては、区長としての業務と、また町内会としてのあり方、そのことを一体性を地域の住民が、皆さんがどのように整合性を持ちながら考えてくださるかということ、そのことが大切だと。

先ほど郷づくり事業のお話がありました。あれは私がちょっと考えたんでありますけれども、一番は補助金を出すことが目的ではなくて、町内会と今のような矛盾の中にあっても加入している人が相談し合って、本当にその住んでいる地域、今で言います行政区域といいますか、その中において必要なものが通常負担の行っている、会費の中で行っている以外に、これは私たち生活をするために必要なものと、そのように努力をした場合、それは町としても協力いたしましよと、すなわちそれを協力する前段は、町内会という未加入の人はそこに入っていないかもしれませんが、相談をして、協議をして、まさに住民主体でもってその必要

性、そして地域の豊かさをふやすためのプランを提案した中であっては、町としては当然のこととして努力する協力いたしましょうと、そうすると未加入者の方もその恩恵を受けるわけでございますので、やはりそこには町内会で頑張る人たちへの理解を示して、いつの日かできれば町内会に入っていっていただければいいなという、そういう複合的な意味合いを含めての施策が郷づくり事業でございます。

あくまでも協議をする人、意見を述べていない人もいらっしゃるのかもしれませんが、でもその人たちができるだけ目を向けて、頑張っている人たちのほうに目を向けてくれるように、それも強制はできないものですから、私どもは迷う中にあることは確かにございます。おっしゃるとおりだと思いますので、私もこのことを質問していただき、このような公の場で表に出すこと、そして住民の皆さんが共にどういうふうにしていけばいいのか、地域によってさまざまだと思いますが、考えてくださる課題として捉えていただければ、私は今、今回のご質問いただいたことは、副町長にもこの質問は我々も迷っているところだからありがたい質問であるねという表現をいたしました。はっきりした答えでこうしますという役所といえどもできないところがありますけれども、ご質問のとおりだなというふうに思っておりますので、このご質問あったことを踏まえて、町民の皆様、より町内会とか住んでいる地域に対する理解力、そして協力心を高めていただきたいと思いますことを伝えてまいりたいというふうに思います。

議 長（苦米地繁雄君）

杉山君。

1 番（杉山茂夫君）

先ほど大変失礼をいたしました。

今の町長のご回答を聞いて、いろいろ私もこの行政連絡員設置規則と、そして実態の町内会、あるいは区長制度というのと町内会という任意団体の長としての部分、その絡みの部分、いろんなことをこれから一緒に考えて、そしてよりよい地域づくりを模索してまいりたいなというふうに思っております。そういった意味では、今の回答を基本にしながら、一つ一つこれからまた質問してまいりたいと思います。

実は、私がどうしてこういう質問をしているかといいますと、実はいつも離さずに持っている振興計画の中にも、このいわゆる町内会、その未加入者を加入促進を図る。あるいはその町内会の部分も今のままでいいのか、もっと学区単位ぐらいの例えばそういう広範囲なものま

で広げればいいのか、あるいはどうなのかを考えていこうという長期プランの中に載っております。そういう中で考えてまいりたいと思います。

それで、1つ、私、町内会が大変本当にその地域の協働のまちづくりにとって欠かせない組織だということをより考えましたのが、この間、デイリー東北に載っていた八戸のある町内会が消滅したと、そして消滅してその町内会で例えばごみ収集所の当番制もなくなったり、あるいはその掲示板の管理がなされなかった、あるいはいろんな行政からの配布物が公民館に山積みになっていたとか、そういうことでもう一回復活したいと、こうなる前にやはり町内会活動を活発にしなきゃいけないだろうと、ただし、なかなか任意団体である町内会に対して、町当局がこうであるべきだとか、こうだということは言えない立場。

しかし、さっきの行政連絡設置規則でもって区長制度を設けながらそういう形で町内会との橋渡しを図ろうという部分は非常にわかります。その中で、実は最後にご質問しました、その町内会に直接対する補助金があればというお話ですが、先ほど町長は、町内会の活動に対しての補助金、それが例えばそのふれあいの郷づくり事業だと、これはあくまでも町内会が何かをやろうとアクションを起こした、そのアクションを起こすためにこういう資金が必要だと、それを町のほうで補助しましょうということです。

しかし、実は、町内会は高齢化も進んでおります。年金生活者、あるいはひとり暮らし、そういうことで町内会から脱退する会員もふえてきているように思います。そんな中で町内会を維持するためには、年間の維持管理費が必要です。その維持管理費は町内会費で今のところは賄われているわけです。そうしますと、特に最近、防犯灯あるいはごみ収集箱、あるいはその周域のいわゆる清掃活動とか、こういったのは町内会の人たちのためというだけではないです。もっと公共的な機能があろうかと思っております。

そうしますと、そういう特に防犯灯等の特にこれから電気料もますますふえていく中にあって、町内会に対して活動ではなく、維持管理するための費用として、年間幾らかでもそういう補助していくお考えはあるのかどうか、そうしますと例えば町内会の皆さんに会員に入っている方は、自分たちの会費だけじゃなく、その維持のために町の資金を、補助金も入っているんだということであれば、会員としてももっと町内会に対しての理解も深まるといえるのか、納得できるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかががございましょう。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

各町内会に補助金をということなんでございますが、実は、こういうふうを考える点におきましても、その町内会と行政区域とのギャップという部分が、どうしても関連してまいります。

町内会活動の中にコストがかかっているというんですが、先ほど郷づくり事業のお話をいたしました。私どもとしては、差別化するわけではございませんけれども、町内会に属して自分たちの地域のことを意見を述べ、そして相談し合う。やはりそういう人たちを引き上げて、立派に頑張ってくださいという捉え方をしております。

ですから、本来であれば今の考え方がいいんですが、役所としては全町民という対象になりますと、一概にお金をどういうふうにして出していかと。中には、以前は区長報酬のご質問ありましたが、区長報酬をその町内会が歳入と認めて、そしてみんなでやるんだから歳入と認めて、それをいろんな負担の部分にも、もちろんその地域で決めた報酬はお支払いするものの、残りの分は活動、地域の歳入として捉えて活動しているという地域もございました。

ただ、この行政の区長としての区長報酬は、税金が対象になってくるものですから、はっきり当事者をという時代になりまして、今は区長さんにお支払いすると、税金も当然そちらのほうから払っていただきますという形になったものですから、その後どういうふうに町内会によってやっているのかわかりませんが、私どもとしては、役所はあくまで個人にお支払いしますよと、しかもそういう調達をして地域活動というふうに行っている町内会も、現在ももしかするとあるかもしれません。補助金ということを出すにおいても、助成金を出すことにおいては、私ども今言ったとおりでございますので、トータル的な郷づくり事業を考えたというのは、意見という部分を集中させている。

そして、先ほど活動というお話をしましたが、必ず活動しなければではなく、例えば、起案、立案、そしてそれをやるための大きい目的を持ちながらやる場合においても一部使うことは可能だと了解を得れば、必ずしもこれをやればということではございません。そして、この郷づくり事業が必ずしも町内会ばかりの尺度ではございません。他の団体があって、しっかりとこのなるほどと該当するものであれば対象することになっておりますので、やはり先ほど言いましたように、一生懸命やっている方々の努力が、後ろ姿が傍観している方々にも見ていただいて、膨らんでいくということを望んでおります。

ですから、そうこうしている間に全体的なものであるならば、私どもとしては、完全に分

けてしまいまして、区長と区長業務と町内会を別にしたのであれば、その負担の状況に応じてどうするこうするという意見も可能になってくるかなと。要するに、補助金は理屈上全体的にという意味合いを持たなければならない。ただ、未加入者という問題は、私どもは判断しかねることも一つの出来事、現象でもあることは間違いありませんので、ご質問のことはあります。

例えば、冒頭でお話しした電気料、街灯の電気料だと思いますが、主にそれが大きいと思いますけれども、それらに関してもいろいろあるんです。事業上でつけた大きな、犬落瀬の町内会みたいなものもあります。もちろん、道路上の交通上のものは町で払っています。しかし、防犯灯の中でやるというのは、自分たちでつけたものもあります。また、こちらからの寄附のもの、しかし設置は町がやる。設置工事費は。しかし、その後は私どもが電気料を払いますという中でやっているもの。いろいろとその街灯等もございまして、ただ、私どもとしては、事業上のことがあっても将来は犬落瀬とかそういう地域に関しては、しっかりと調査した上で、それを分別する意味合いを明確化した中で、やはり考えていったほうが、まずは全体もやりたいんでありますけれども、こういう大きい負担をしているところ、それは今おっしゃったように町内会に入らない人、それから人がふえないこと、それらの中において、そういうダメージというのは、運営上かなり大きいというふうに思いますので、それらのことに関しては、以前にもどなたかの質問でお話ししましたが、分別を明確化するための調査をしているところでございまして、差し当たり全体的にはちょっと現段階では考えておりませんが、そういう大きな課題のところは検討していくべきだというふうに捉えているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

杉山君。

1 番（杉山茂夫君）

ただいまの町長の、特に防犯灯、この防犯灯についてはその地域だけではなく、またその主要道路等に面しているところは、もっといろんな人たちが扱い合うわけですから、そういった部分も含めて、その防犯灯について非常にただ町内会で負担になっている、特にこの防犯灯については、町内会未加入者の方も一応その集金をお願いしたり、そういうことをやっている町内会もあります。ですから、そういったことでもっとこの公共性の高いものだという観点に立って、何とか今検討されているということですから、非常にその辺については心強くお聞きしながら、よろしくお聞きしたいと思っております。

いずれにしても、私が今の町内会の質問をするに当たって、全国のいろいろ自治体の町内会のそういった部分を見ました。それぞれ皆さん違ういろんな取り組みをしております。ただ、先ほど言いました活動する資金の補助金だけではなくて、町内会を維持していくための、例えば組織運営補助金とか、そういうものがあるいは資源回収補助金、これは今の補助事業にもありますが、そういう形のものとしていろいろそういう項目をつけて、そういう町内会活動をバックアップしている自治体もあるように、いろいろ調べてみるとあります。そういった意味で、ひとつこれから六戸町のコミュニティーの基本である町内会の加入促進を図るとともに、また、一番安心・安全、防災の核になる地域づくりの基本でございますから、ひとつ町内会に対しての格段の、あるいは今までの区長制度とのその辺も考えながら、ひとつすばらしい六戸の地域づくりの未来のためによりしくお願いを申し上げて私の質問といたします。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいまの町内会並びに例えば電気料を含めてのことでございますが、先ほど申し上げたように、特殊な電気の場合ということでございますので、全体的には直接は考えてはおりません。と申しますのは、私はいつも迷うんでありますけれども、やはり主体的なものにあるすばらしい口先でのお金をつけてやったとします。そうすると、組織体が依存体質組織になりますと、私は本当の地域活動というのは停滞してくるおそれもあると、そこら辺のはかり方というのが難しさがあるのかなと、やはり受益者負担であるものの判断、しかし、こういうやむを得ぬ乗り越えたような部分においてはいかがかというような仕分けをしながら、しっかりやっていくことによって、私ども行政が及びもつかないほどの住民としてのパワーという、自主性というものがそがれない形でなされていくのではないのかなというふうに思っておりますので、その辺を図りながら真に、本当に限界集落があつて、至ることができなくなったというときには当然、別のいろんな意味での考え方を変えていかなければいけない。こういう役職のことも変えていかなければならないのかもしれないかもしれませんが、幸い六戸の場合はそういう極端な地域が存在していないということは、ある意味このご時世の中にあつては幸せなのかなと思っておりますので、ご苦勞いただいている方たちには感謝申し上げますので、何とか無視している

わけではございません。行政は逆に活動している人のほうを主に、もちろん未加入者も住民ですから大事ですが、そういう人たちの活動というものに注視しながら歩んでおりますので、それをご信頼いただき活動を進め、相談し合っ前に進んでいければ幸いというふうに思っております。

ご質問ありがとうございます。

議長（苫米地繁雄君）

これで1番、杉山茂夫君の一般質問が終わりました。

次に、7番、河野豊君は一問一答方式による一般質問です。

河野豊君の発言を許します。

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

おはようございます。

6月に入り、寒暖の差が大きく町民の皆様も健康管理や農作物の管理にさぞかし大変なことだと思います。原因は地球温暖化が関連していることはいまでもありません。ロシアでは6月初旬としては117年ぶりに最高気温を更新、何と36.1度にもなったそうです。

一方、同時期、地球の裏側になりますけれども、アメリカ中西部では野球ボールほどの大きさのひょうが降りました。車のフロントガラスが割れるなど大変な災害が発生したと報じられております。

このように一番困ることは災害が発生することです。先日は関東近郊で大雨がありました。6月としては珍しく24時間雨量が200ミリを超える地域が多発し、土砂災害が多く発生したようです。幸いにも六戸町では平成11年ですか、15年ほど前になりますけれども、町中心部で水害があっから一度も災害らしきものは発生していないと記憶しております。

ことしの夏は、長期気象予報では冷夏になると予測されていますが、農作物の管理を含め、農事情報の早目の通達と万全の対策が必要と考えます。

それでは、通告書による一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、災害時応援協定について、六戸町の災害時応援協定先はどの程度あるのか。

2つ目として、建設業者との災害時応援協定がないが大丈夫なのか。

3つ目として、避難場所を含め、災害時応援協定が必要なところがあるのでは。

大項目の2番目として学童保育について、1番目として、低学年で保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後学童保育が実施されていますが、費用が1人5,500円と高い状況にある。子供育成の立場から金額を下げられないかお聞きいたします。

2つ目として、太陽光発電の償却資産に対する税金が今後ふえてきます。その税金分を子供育成等の費用に全額向けられないかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長 長（苦米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

それでは、通告に基づきまして河野議員さんより賜りましたご質問にお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

まず、災害時応援協定についてのご質問でございます。

最初に、六戸町の災害時応援協定先はどの程度あるかということのご質問でございます。

平成26年4月現在で、大規模災害時の青森県市町村総合応援に関する協定ほか11の関係機関と応援協定等を締結しております。

次に、建設業者との災害時応援協定がないが大丈夫かのご質問でございますが、明確な協定という形では現在ないではありますが、平成11年ごろに当時の六戸町建設業協会と町とで、緊急時出動態勢について協議をしまして、緊急時出動態勢及び復旧対策への対処等について定めております。それにつきましては、現在も内容的には継続されているものと考えておりますので、今後、その明確性に関しては確認の上対応してまいりたいと思っておりますので、今後、その明確性については確認の上対応してまいりたいと思っております。

次の避難場所を含め、災害時応援協定が必要などころがあるのではとのご質問でございますが、通常の避難場所については主に町の施設を指定しておりますので、あえて協定締結の必要はないと思いますが、要援護者を対象とした福祉避難所については、7法人の町内13施設との間で協定を締結しておるところでございます。

しかし、現在の応援協定で全てではないと思っておりますので、今後、必要であると思われる部分において、その都度関係機関と協議いたしまして、町民の安心・安全確保のため応援協力体制の構築を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次の学童保育についてのご質問でございますが、現在、小学校単位で放課後、保護者にかわりまして児童の健全な育成を図るため、学童保育を実施しており、保育料としてご質問のとおり月額5,500円をいただいているところでございます。

保育料の内訳として、児童へのおやつ代が約3,000円含まれております。おやつの必要性につきましては、平成24年度にアンケート調査をいたしました。その結果として、過半数の方が現行のままでよいということの結果でございました。また、学童保育にかかわる町の負担は、運営費と維持管理費を含めて非常に高額となっておりますので、その一部の受益者負担として現行どおりの負担のご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

次に、子供育成等の用途に限定した特定財源化として、太陽光発電施設の償却資産に対する固定資産税を向けられないかと、税を向けられないかというご質問に対してお答え申し上げたいというふうに思います。

太陽光の発電の償却資産並びに固定資産税は、役所といたしましては普通税でございまして、その用途については、何ら制約されない収入で、一般財源に区分されるものでございます。したがって、税金の性格上、子供の育成等の用途に限定した特定財源にするということとはできないものでございます。町では限られた財源の中で子供育成や少子高齢化対策を初め、あらゆる福祉の分野においても積極的な施策を講じております。太陽光発電施設にかかわる固定資産税により、税収がふえることは将来的に安定した自主財源がふえることとなりますので、町の施策を実施することが可能となります。今後ともこれまで以上に町民の福祉の向上のため、子供医療費助成や学童保育運営等、子供育成施策などの児童にかかわる施策の推進に努めてまいりたいと思いますので、金額の点は今後いろいろ調べてみるといたしましても、現行でご理解を賜ればありがたいと思っているところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

今、町長から答弁をいただきました。

一番の災害時応援協定についての質問に入らせていただきます。

冒頭質問しました災害時応援協定先はどの程度あるのかということで、正直言いまして、

他の自治体では一覧表をつくっていわゆるホームページに載せているんですけども、六戸町では残念ながらそれがついていないようだとは認識しております。

それで、防災マップを見てみますと、先ほど町長が答弁にありましたように、ちょっと話違いました。防災マップにはそのことも一切ついておりませんでした。それで、一番大事な建設業者との協定というのが、平成11年の建設業協会との取り決めがあるよという話をお聞きしたんですけども、現在、六戸町に建設業協会なるものは実存するのでしょうか。そこちょっとお答え願います。

議長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

応援協定についてのホームページ防災マップに掲載がないということなんですが、ホームページの中の防災計画の中に、災害時の応援協定については載せてありますので、そちらのほうから確認することはできると思います。

あと、建設業協会が存在するかということなんですが、現在は存在しません。おいらせ町とのほうと一緒にしまして、名前も変わったような組織となっておりますので、今現在は、六戸町にある建設業の方々と話し合いをしながら、もう一度見直ししようということで作業のほうは進めております。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

確かそうだと私も見ていました。それで、今の答弁だと、いわゆるあるかないかわからないのについて、要は事が起きたときにお互い相談して進めましょうという、何とかさういうあんばいにしか私は聞こえないんですけども、実際のところ町のほうではわかっていることだと思えますけれども、やっぱり防災協定というのは、きちんと結んでおかなければいけないし、個人の会社と防災協定を結ぶというのはこれはかなり難しい状況だと思いますので、ど

この防災協定を見ても個人の会社との防災協定というのは基本的にはないと思っています。どこかの団体と要は防災協定を町が結ぶというような形が普通だろうと思います。

そういう意味において町で指導して建設業協会をつくりなさいなんていうのはちょっとおかしいところもあるかもしれませんが、結局のところは、でもそういう窓口がなければ防災協定は結べないはずなんです。もう一つつけ加えさせて言わせてもらえば、防災協定を結ぶことによって、町長もご存じかご存じじゃないかわかりませんが、建設業者というのは、毎年毎年経営審査というのを受けるんです。そのときに防災協定が結んであれば、点数の加点になるんです。その加点の点数は、詳しく説明するまでもないとは思いますが、点数で大体22.5ふえます。総合評点で。

ですから、いわゆるわずかなところで、Aランクに行くのかBランクに行くのかとか、いろいろありますけれども、いわゆる県の判断というのはあくまでもその数値で判断します。ですから、やっぱりその加点、点数が幾らでも上がるような努力をお互いしているはずなんです。先ほど課長おっしゃったように、防災協定については、曖昧ではなくて、できたらやはりきちんとした形で協定を結ぶことをお願いしたいんですけれども、その点についてはどうでしょう。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど、そのように考えているというのは壇上でお話したんですが、実際は、かつての六戸町建設業協会というものは存在していないということ、日々お会いしていて、いざとなれば協力しますよという話をただ伺っていたものですから、ご質問のとおりかなというふうに思います。

建設業協会という名前よりも災害時支援何とかという六戸町というような組織等、こっちから余り強制的に言われなくてもありますので、その辺を以前ありましたけれどいかがでしょうとかというような声がけをいたしまして、以前同様にご協力いただける形を整えていければなど、ある意味では、水害とかそういうことも想定されますが、除雪等において重機を出して頑張ってくださっている方々、ある意味では災害ではないにいたしましても、この行政全体に協力してくれている業者の方々というふうにも思いますので、そういう方々、非常に理解ある方々が多いですから、今の趣旨をお伝えして、いかがだろうかということ、余りこっちから積

極的にも言われなところはありますが、ご質問の趣旨はわかりますので、整えて、不明瞭なことよりも明確化しておくように努めたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ災害協定を結ぶということは、自分たちの地位を高めることにも逆になりますので、そういう意味ではギブ・アンド・テークというんですか、そういうことをお互い望んでいることですので、そこをしっかりとやっていただくように、まずお願いをしておきたいと思います。

それから、一旦災害が発生したとしたときに、やっぱり一番使用するのは重機だと思うんです。町内の建設業者さんもいろいろ頑張って、見るところによると新しい機械とかも導入されている会社さんもあつたりして、すごいなと思って見ていますけれども、やっぱり町としても災害が発生したときにどういう重機が必要なんだよとか、いろいろありますよね。この災害のときはこういう機械が必要だよとか、そういう意味において、やっぱり建設業者さんから自己申告してもらうことになると思うんですけれども、やっぱりそういう台帳づくりというんですか、そういう状況の把握というんですか、そういうのも必要だと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、機械的な意味合いのものはいかがかというお話でございますが、今までのかつてのことでご協力いただいた際においては、非常に水が床下、床上になりかねないということがありまして、ほとんどが土のう詰めでございます。実際その車庫に砂を入れて皆さんで運んでいただくというようなことを大雨のたびにやっていたように思っております。

ただ、機械に関しまして、それぞれいろんなものが今の時代あるというふうに思いますが、

基本的には何の機械が必要かということになれば、私どもの捉え方としては、災害が起きてしまつてそれを復旧するための道具として重機が主に出てくると、まずはこういう会社ですとか、そういう方々の土工的な意味合いの知恵、そういうことをお持ちの方々が、または消防団、そういう人たちがやっぱり人的な力というのが一番最初に出てくるんだというふうに思っております。

ですから、前は消防団及び先ほど言いましたが、土のう詰めは消防団及び建設会社の方々、そして強いて言うなら機械というと、砂を積むのには機械、重機使ったと思いますが、あとはトラック、2トン車ですとか4トン車、それを使うという範囲でございまして、本当の大きい重機はその後に、本当に災害があれば復旧のためというのがメインであるのかなと思っておりますので、私どもとしては今機械がどうだろうかじゃなく、通常ある中での協力体制という部分から相談してみたいなというふうに思っているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

機械についてはわかりました。

あと避難場所の件なんですけれども、防災マップ、1カ月ほど前に配布になったんですけども、それを見ますと最初の町長の答弁にもありましたけれども、いわゆる町の施設を避難場所にしていますよということなんですけれども、各町内会にあるいわゆる集会所、公民館というのは一切その避難場所には指定になっていないんです。

実際、その災害が発生したときに避難場所まで行くのは、正直言ってベストだと私も思います。建物もしっかりしているし、町からのいろんな手配だとかもあるんだろうなと思いますけれども、これから高齢化していく中で、私の近くの人なんかも見ている限り、ほとんど歩くのもちょっと困難だと、膝が痛くて、そういう方たちも非常に多いんです。だから、避難場所を画一的にここという決め方ではなくて、一次避難所はここだよと、ここに来るとある程度の情報だとか、そういうのをもらえるよと、町内会にある集会所だとか公民館とかそういうものを、いわゆる二次避難所みたいな感じで、段階的なやり方をしていくのがベストではないのかなと思うんです。せっかくすばらしい集会所があるわけですよ。災害が発生したときにその集会所は全く機能を果たさないのかといえば、これは全く本末転倒というんですか、おかしい話

だと思っんです。やっぱり集会所に行くと思っんです、私は。心境からいって。近くにあるんだもの。

ですから、画一的な考え方ではなくて、一次避難所はここだよと、でもそこまで行けない人はここだよと、だけれども二次避難所に来たらこうこうこういうサービスはすいませんけれども時間がかかるよとか、そういうふうな柔軟性を持たせた避難所計画をしていかないと、ちょっと大変かなと思って見えていますけれども、それについては町長の考えをお聞きします。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

よく災害が起きたらということがあります。あと火災があっても災害、洪水があっても災害、大地震があって家倒壊等、いろんな災害の状況というものがございます。私は地震ですとか、昨今起きたいろんなものからいきまして、六戸の状況にあっては、若干混み合っている場所もあるかもしれませんけれども、通常は六戸町の状況を見ておりますと、地震等があっても、まず、家の中で安全か、都会ですと家から出るなという言い方があります。物が落ちてくるからというのがありますが、家の中でまず安全を確認をする。一歩外へ出て離れて確認をする。それらのことがございます。

当然、今ご質問があるように、まずちょっと物ががちゃがちゃになったのでどこに行こうかということになると、近くの集会施設のところに身を寄せようということが出てこようかというふうには思います。私どもとしては、先ほどご質問があったような中における地域としての協力する防災体制という捉え方がございます。町として責任を持って防災マップ等に掲載しております避難所ということに関しましては、ご質問の中にもございましたけれども、しっかりと連絡体制をとること。そして、その建物が診断であったりいろんな意味において、大丈夫であるということ、そしてその後もいろんな支援物資なり、何なり運ぶ体制になれば、それを確認してそこに行えること、それらのことを踏まえたものが掲載されております。

ですから、町内会の中にあって一旦は安全であればその集会施設に身を寄せるということは、なさっても悪いことではないとは思っています。ただ、私どものほうからこうしなさいというふうには、そして万が一のことがありますと、私どもは全部の町内会やいろんな建物を確認しているわけじゃございませんので、中には古いところもありますから、一応私どもが責任を持

って公として確実に連携、物資、あらゆる面において対応し得るというものを避難所という捉え方をして掲載しておりますので、ご理解をいただきたい。決してそちらのほうに身を寄せて悪いということではございませんので、そのようにご理解いただければありがたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

今、町長がおっしゃったように現実的にはそうなるんだろうと私も予想しますので、できるだけ柔軟な対応でお願いしたいと思います。

次に、学童保育についてに質問を移させていただきます。

町では5,500円を子供からいただいていると、そのうち3,000円はおやつ代だよということですが、おやつ代をもらっているのはこの近辺の地域の自治体も同じです。ただ、基本的には無料なんです。他の自治体は、無料でやっているんです。なぜ私は下げたいと言っているかという、やっぱり六戸町を見渡してみますと、最近離婚率も多いせいなのか、やっぱり母子家庭だとかが非常にふえているのもまた事実なんです。そういう中において、家賃を払ったり、いろいろ払ったりしていく中で、いわゆる生活が苦しいという方々が非常に多いです。恐らく楽だという人はそういないと思います。そういう中において、2,500円が大きいのか小さいのかといえば、やっぱり少なからず大きいんだと思います。ですから、人数が今、学童、小学校を含めると大体400人はいるんですかね、小学校、学童保育をなさっている人数が後でちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、掛ける人数をしても正直言って大した金額ではないと思うんです。

この太陽光の部分の償却資産が、計算、ちょっと税務課長から答弁もいただきたいんですけれども、結構な金額は入ってくると私は見えています。その金額の中である程度処理できる範囲だなと私は考えています。ですから、ぜひこの周りの自治体が無料でやっているときに六戸町は子供の教育のために一生懸命やっているんだよと言っているながら、ちょっと何かおかしいんじゃないかというところもあるんです。

税務課長ちょっとお聞きしたいんですけれども、仮に1メガの1,000キロワットの太陽光発電があったときに償却資産は初年度、1.4%ですか、評価額の。1.4%というのは私も覚え

ていますし、26年度28年度については最初の3分の2の評価額に対して1.4%だよというのは私も調べてわかっています。ですから、仮に1メガワット、1,000キロワットの場合は償却資産が幾らになるのか、ちょっとお知らせ願います。

今しゃべったことについて町長から先に無料にできないかを含めてお聞きしたいと思いません。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、学童保育無料にできないかということは、無料にする意思はございません。先にまず申し上げます。と申しますのは、今、無料と申しましたが、ある近くの自治体では無料のところがございます。しかし、大方はちゃんといただいております。無料というのは特定の地域、自治体でございまして、何らかのその自治体の施策の中で行われたものというふうに思われますから、ただであれば何でもいいということではなくて、そういう意味のわからない形の中では、六戸町は判断しかねると思いますので、まず、無料にするという意思はございません。

ただ、高いから負担になるということ等ございますが、学童保育の趣旨たる部分を冷静に考えていただきたいと思えます。これが六戸町でスタートしたのは、町長専用ファクスに入ってきた中で、今ご質問があるように、1人で子供を育てることになりまして、初仕事との兼ね合いの中で大変だという中から、五、六人のお母さん方とお話を聞いた中から学童保育をといっって一番最初にスタートしたのは六戸小学校の仲よし会ということでございました。

その段階でのおやつ費というのは当時ありませんでしたが、おやつ費がかかっても私たちはこういうふうに安心して置ける場所が存在することがありがたいという中から、六戸町の学童保育がスタートいたしました。

ですから、当時認めてくださったということ、だからそうだというんじゃなくて、現在も今どのぐらいかということですが、はっきりとした数値はあれですが、大体半分の方が学童保育を利用しています。あとの半分の方は利用しておりません。それはある意味でまさにこれは義務としての部分ではございませんので、ただ私ども地域の事情からいって、こういうふうに行ったほうがいいのかなどということで行っているものでございます。

ただ、今、国も含めて子育て支援にかかわる施策という部分が出てきておりますから、そ

このかわりの中にあつては、先ほど太陽光発電にかかわるといふ一般財源でございますから、これを特定な部分に向けるといふことはありませんといふこと、先ほど壇上で申し述べさせていただきましたが、ただ、国の施策としてこのような方向性でございますので、それらの部分は明らかに子供をいかに安心して育てていくかといふ部分に出てこようかと思つておりますので、それらの部分が出てきた際には今ご質問ありますように負担を軽減する方向に向けられれば、そちらに措置しながら対応していければいいのかなといふふうに思つておられるところでございますので、まずは、ただはちょっと厳しいかなと、年間一千四、五百万円が学童保育にかかつております。運営上。そのほかに今皆さんの議会のほうにお願いをしておりますが、建物を使つておりましたけれども、ほとんど六戸の保育所、古くなつておりますので、リフォームに関しては相当額かかるかなと思つておりますので、間接的な意味合いで、今後の継続性を捉えて、まずはそういう整備をしながらもやつておられるといふことをご理解いただきたいと。

例えば1カ所でやつていた七百が、小松ヶ丘のほうに新しくつくつてああいうふうによつたといふことも、直接的には押さえてはございませんが、皆さんの利便性を高めるといふ意味合い、それが落ちついてきた中にあつては、今ご質問があるような中で、負担といふ部分の軽減といふものいかがかといふことを考えていくことも当然私ども自治体として、そういう大変な方々のためにやるといふことは大切なことだろうなといふふうには考えておりますので、今、現段階はそうであるといふことをご理解賜りたいと思つております。

それでは、ちょっと税のほうの税務課のほうに答えさせます。

議長（苦米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

それでは、太陽光発電施設の償却資産税についてお答えいたします。

先ほど議員さんおっしゃるとおり太陽光発電施設の償却資産税につきましては、耐用年数17年で計算してございます。それで、最初の初年度に限り償却率は半分で見ます。その後、3年間につきましては特例措置として税金が3分の2に軽減されます。

それで、先ほど1メガどれぐらいだといふ話でしたけれども、出力量から算定するのではなくて、設置費用、その設備を設置するための費用から税金が割り出されます。1メガを出力するための設置費用どれぐらいかかるか、ちょっと今私わかりませんが、仮に設置費用が1億

円かかったといたしますと、初年度は87万3,000円ぐらいの償却資産税として算定されます。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

町長から前向きな答弁もいただいたような気がしますけれども、幾らかでも子供育成の立場から軽減できる方向に持って行ってほしいなと思っております。

税務課長から今お話があったんですけども、算定方法は工事費じゃないと思いますよ。要は工事費というのはばらばらなので、評価規定が確かあると思います。それは後でちょっと調べてやってください。

もう一つちょっとお聞きしたかったのが、旧フジ製糖跡地にエナジーアンドパートナーズが今大規模な発電設備をつくっていますけれども、エナジーアンドパートナーズについても同じく償却資産は発生しますよね。そのことをちょっとお知らせください。

議 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり発生しております。平成26年度の付加状況、ただいまのエナジーアンドパートナーズ株式会社さんについて。

（「単独名しゃべっちゃだめ」の声あり）

税務課長（円子富浩君）

申しわけございません。個人情報ということで、償却資産に占める太陽光発電全体のことでよろしければお答えできるかと思いますが。いいですか。

このままお答えいたします。

26年度の付加状況ですけれども、償却資産税のうち太陽光発電施設については3件ございます。金額につきましては、423万8,500円となっております。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

すみません、私も個人情報だというのをうとくて、聞くの間違えました。

今、税務課長からお話があったように3件で400何かしらの税収ですよ。おそらく、六戸町もあちこち歩きますと、今盛んに太陽光が設置されております。恐らく全部完成したという暁には、相当の金額が六戸町にもたらせると思っております。その税収をできるだけ子供たち、または社会的弱者のために、本当に有効に使っていただきたいと思っております。と言いますのも、この償却資産税というのは、恐らく自治体のほうでも余りよく把握していなかった部分もあるのではないのかなと正直言っているんです。恐らくこれからどれぐらい入ってくるかという想定もままならない状況だと思っております。そういうことで、先ほど申しましたように子供たちのため、そして社会的弱者のためにぜひ有効に使っていただきたいという思いでいるんですけれども、町長の考えを。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、今太陽光発電に伴う減価償却税等のご質問がございました、私どもとしては、非常に今このご時世の中にありまして、自主財源的要素となりますこのようなお金が入ってくることが想定されるということは、歓迎すべきこと、ありがたいことだなというふうに捉えております。

先ほど税務課長から4月1日現在での26年度のものがありましたが、いろいろございまして、何年間据え置きとか、何パーセントカットとかというのがありますから、思ったほどではない。だめという意味ではなくて、理屈ではそういうふうにカットになっているものですから、

しかし、少なくとも今までなかった部分が入ってきたことには間違えございません。

ただ、これは今、企業が金矢工業団地に来ますが、3,500万円が条例上これから議会の皆さんにも相談することになると思いますが、出てまいります。それらに伴ってのいろんな今まで想定しなかった意味合いでのインフラ整備等の部分もかかわってこようかというふうに思います。よく言うんでありますけれども、県のレベルでいうならば附帯的要素は1,500万円、それで済むかどうかわかりませんが、済んだとしてトータル六戸町が5,000万円を出してあげる形になります。

しかし、県のレベルでスケールの意味合いでいいますと、六戸町は単費から65億円を青森県が出したに匹敵するという言い方をよく私がいたします。今まで特別な部分を、工場がくることによって、今私たちは大体5,000万円ぐらいのお金を出していくことになる。私は六戸町ありがたいから、倍の1億でもやむを得ないねというちょっと大きいビッグマウスをやったりしておりますけれども、でも5,000万円でもそれに匹敵する。

しかし、ご存じのように3カ年税の措置法でもって固定資産税がそういうものには入ってこないというのがございます。

ですから、今いろいろ入ってくるというんですが、学童保育はもちろんでありますけれども、財源として、片や来ますが出してあげなきゃいけない。そして3カ年入ってこない。こっちのほうは、それなりに今まで以上のものは来ると、しかしこれは補うまでには至らないかもしれないけれども、六戸町としての全体の財政バランスとしては、何とか出しても補いながらと、そして通常の町民のために行っている業務に関しては、その予算等カットすることなく安定しながら六戸町町民のためのことは遂行していくという、執行していくという環境がとれているなと思っておりますので、ありがたい、今ご質問のような歳入もあります。

しかし、将来においてはありがたいことなんでありますけれども、差し当たりこの3カ年という部分においては、私どもは逆に出してあげなきゃいけないということもありますので、その辺を考えながらやっておりますから、こっちから来ればこっちというふうになかなか断言しながら言えないことはご理解賜りたいと、ご質問の趣旨は重々理解しているつもりでございますので、それは落ちつき等伴いながら子供たちの育成のための施策は、そのたびにあるかもしれませんが、少なれば少ないほど大切にしていける意識でもっての施策は進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

いろいろ町のほうもお金が出たりするということは理解しました。いずれにしましても、太陽光発電で出てくる税収を定住促進、そして子供育成、そちらのほうに重きを置いてやっていただくことをお願いいたして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

答弁します。

町 長（吉田 豊君）

最後に税のことを含めてご質問賜りました。せっかくのことでございますので、申し述べたいと思います。

そこまでは伸びるとは思いませんが、仮に自主財源という部分を六戸町が1億円伸びたいたします。そうしますと、交付税が逆に7,500万円カットされます。ですから、1億円伸びたら25%だけがプラスになると、これ1億円単位の話でございますが、そういうふうに捉えていただきたいと。ただ、私ども自主財源がふえることは非常に強みであり、ありがたいこと。

しかし、全体を運営する中でいきますと、実は1億円は7,500万円カットですから、2,500万円増だけになりますよと、そういう中での総合財務管理ということを行っておりますので、今一般財源から払うことを踏まえながらのご質問ありましたが、参考のために申し添えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

これで7番、河野豊君の一般質問が終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

再開（午後 1時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問再開の前に、先ほどの午前中に行いました河野豊君の質問に対する回答で、税務課長から答弁の訂正をしたい旨、申し出がありましたので、発言を許可します。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

午前中の回答の中で、償却資産税という言葉を使ってしまいましたが、正確には償却資産に係る固定資産税の誤りです。訂正のほうよろしくお願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

それでは、一般質問を再開いたします。

次に、4番、高坂茂君は一問一答方式による一般質問です。

高坂茂君の発言を許します。

4番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

ただいまご指名をいただきました高坂茂と申します。質問に入る前に一言申し上げることをお許しいただきたいと思えます。

ことしも6月となり、暦では折り返しの時期を迎えつつあります。この間、4月には韓国のフェリー（セウォル号）が沈没、304名という死者を出した海難事故がありました。特に人々の悲しみを増幅させたのは、修学旅行の高校生が多数犠牲になったことを見ても、事故後の対応が余りにもずさんであり、もう少し犠牲者を出さないで済んだのではという思いを抱かざるを得ませんでした。ご冥福をお祈りいたします。

多くのメディアは、この事故は荷物の過積載により、航行のバランスを失ったためとした人災であるとし、国の政府とその企業の体質を非難しており、また国家としての資質を内外に

問いかけることとなりました。

つまり、大企業と官僚との癒着体質が根源にあることが改めて知られることとなったのです。このことは、対岸の火事と思うことなく、私たちも今一度、国として社会はどうあるべきか見つめ直す契機となったと思います。

一方、中国は尖閣諸島における海域で日本との領有権に関する問題での一連の挑発行為、そしてベトナムが実行支配しているところにおける石油掘削における南シナ海の領有権問題と、いろんな出来事が噴出し常態化しており、外交上、一歩間違えれば紛争の危機にさらされています。

また、国内においては、消費税の値上げによる経済の動向が焦点となっておりますが、今のところ大きな混乱もなく推移している状況にあります。そして、安倍総理の外交問題においては、さきの中国との領有権のこともあってか、憲法問題も含めて集団的自衛権の立法化を押し進めようとしており、これからの政府のかじ取りが最も注目されます。

そして、何よりことし一番の注目されることは、ブラジルで開催されるワールドカップで、日本の活躍が期待されることです。ご存じのとおりサッカーは世界で一番競技人口が多いスポーツで、全世界が注目しています。皆さんもテレビの前で大きな声援を送ることを願っています。

さて、大分前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。質問は、福祉全般について町長にお伺いします。

1点目は、地域包括支援センターについて、その設立の理念及び運用について伺います。

2点目は、福祉課と社会福祉協議会について、福祉課の業務と社会福祉協議会の業務内容について、その業務のかかわりについてお伺いします。

3点目は、当町の介護保険制度について、この保険制度自体5年ごとに見直しと、3年ごとに保険料見直しがされることになっていますが、これからの事業計画並びに保険料が値上げされていくのか、町長の見解をお伺いします。

4点目は、障害者自立支援法について、平成22年4月に新たに施行された本制度の新体系以降に伴って、利用者にとってどのような効果と結果が伴っているのか、この検証をお伺いします。

このように福祉全般にわたる項目について、これらに携わる職員あるいは関係者は、今後、ますます社会の変化とその対応に真摯に取り組んでいかなければならないと考えます。

また、この少子高齢化社会を迎えて、福祉の守備範囲はますます広がってきており、全

での住民が幸せな毎を送れるよう、行政と住民が一丸となって取り組んでいかなければならないと思っております。

最後に、住みよい、住みたいまちづくりを願って、壇上からの質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、4番、高坂議員さんより通告がございましたご質問に対しまして、お答えを申し上げます。まいりたいというふうに思います。

最初は、包括支援センターについてでございますが、包括支援センターは高齢者が住みなれた地域で安心して生活をし、心身ともに健康を維持できるよう保健、福祉、医療の面で必要な援助、支援を包括的に行うことを目的とし、さらに介護給付費の抑制につながるため、平成19年4月から各種事業を実施しているところでございます。

センター開始当初は、町民福祉課で各種相談を行っておりましたが、役場庁舎1階には独立した相談室がないため、個人情報保護の観点からも安心して相談する環境ではなく、さらに予防事業を実施する場所もないなどの理由から、本年4月より新たに施設を設置し、相談者が利用しやすい環境を整えております。現在の施設は、町民バスセンターの待合室と併用しており、医療機関に近い町の中心部にあるため、気兼ねなく利用できると歓迎されているところでございます。

また、施設内で湯遊クラブなどの予防事業も実施することができるため、口コミでの新規参加者がふえるようになってきております。今後とも町民へより一層周知を図り、高齢者が健康で自立した生活を送り、介護保険の利用に至らないための対策として各種予防事業を推進し、気軽に立ち寄れ、相談できる地域包括支援センターの運営に努めてまいり所存でございます。

2点目でございますが、福祉課の業務についてと社会福祉協議会とのかかわりでございますが、お答え申し上げます。

福祉課の業務でございますが、福祉課業務につきましては、児童、老人、障害者に対する事務と、地域包括支援センターの事務を行う福祉係。健康相談、健診、予防事業、奉仕保健事業を行う健康推進係。そして、介護保険事業を行う介護保険係で業務を行っております。

次の福祉課と社会福祉協議会のかかわりについてでございますが、社会福祉協議会は民間

での社会福祉活動の推進を目的とし、社会福祉法に基づき設置される非営利の民間組織であり、全国全ての自治体に組織されております。当町でも昭和63年に法人化され、みんなで支え合い、全ての人々が安心して暮らせるまちづくりを理念として、独自で福祉大会、社協祭りを開催したり、介護保険事業を経営するほか、町からの委託事業、ほのぼのコミュニティ21推進事業、緊急通報装置給付事業、ふれあいいいききサロン、元気アップ教室、配食サービス事業、軽度生活援助事業を実施している組織でございます。

次の介護保険制度についてでございます。

介護保険制度の次期事業計画の方策と保険料の値上げということでございますが、ご存じのとおり第5期計画は平成26年度で終了いたしますので、本年度において平成27年度から平成29年度までの第6期六戸町介護保険事業計画を策定することとしております。

これから国・県の方針の決定を受けまして、六戸町介護保険計画策定委員会を開催し、これまでの事業の検証、分析を行うとともに、地域課題を把握し、今後3年間のサービスの適正化、質的向上を図るための計画をつくることとしております。

介護保険料もサービス給付費が年々増加していることと、介護保険財政安定基金への償還を考慮しながら、この計画で検討されることとなりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次の障害者自立支援法についてのご質問でございます。

お答えいたします。

障害者自立支援法は、障害者の種別、身体的障害ですとか、知的障害、精神障害、それらの種別にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるよう、仕組みと提供主体を町に一元化することを目的に施行されましたが、その対象者の拡大と、一部に改正が図られ、現在は障害者総合支援法が施行されております。障害者のサービス体系は、大きく分けて自立支援給付と地域生活支援事業とに分かれております。昨年度の利用状況は、生活介護給付費、施設入所支援給付費等の自立支援給付は、1,730件の1億7,374万円となっております。

また、日常生活用具給付、日中一時支援等の地域生活支援事業は、207件の248万円となっております。今後も町として障害者の方が可能な限り住みなれた地域の中で安心して生活できますよう支援してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、壇上からのお答えとさせていただきます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、全部で7点について質問しております。まず、その確認からしたいと思います。

まず1点目の、地域包括支援センターの設立の理念ということ、まず障害者、介護、児童福祉、それから母子、いろんな福祉のサービスがあるわけで、その分離というんですか、そこで一括して支援業務を行うということで、その理念でもって4月から運用しているというふうに理解しております。

そして、2点目の運用されているということなんですけれども、これは次からまた質問していきますけれども、実際にどのようなサービスされているか、これを具体的にこれから質問していきたいと思います。

それから、福祉課、社会福祉協議会、これについても私たちは福祉課、いままでは町民福祉課であったんですけれども、それが分離して福祉課と。このように福祉というのは、非常にさっきも町長の回答ありましたように、非常に範囲が広い。子供から老人まで、介護から、それから障害者からということで、それに関してこの福祉協議会というのは、どこの自治体にもあるということなんですけれども、なかなかその実態というのは一般的にはわかりづらい面があります。ということで、あえて福祉協議会をちょっと関連づけて質問しております。

そういうことで、委託事業とか独自の事業、社協祭りとかあるわけで、そういったところをこれから確認していきたいと思います。

それから、介護保険制度についてなんですけれども、これも制度自体は見直しされると、それから保険料とかそういうのも事業計画を見直されるということで、今度、来年度からの事業計画ということは3年間ですね、されていくというのを聞きましたので、具体的にどういった内容になるのかこれからまたお聞きしていきたいと思います。

それから、障害者自立支援法について、これは非常に難しいんですけれども、実際、この障害を持っている方々がどのように支援されているのか、その新体系移行という言葉自体がわかりづらいと思いますけれども、これはやっぱり障害者一人一人の人格を尊重しながら、地域と共生して生活する、またそれを支援していくという仕組みだと思いますので、それに対して当制度をどのように運用して、かつどのような課題があるかというのを、そういったところをお話いただければなと思います。

そして、その第1点なのですが、新聞報道とか深まる福祉とか、障害者、それが必ず活字として目に入ってきます。そしてこの包括支援センターというのは、国の制度、地域包括ケアシステム、このシステム、これを有効に運用していくための支援センターだと私は理解しております。

というところで、まず第1点、これは課長さんが多分、内容把握していると思いますけれども、実態、この例えば生活弱者、生活保護を受けている世帯。それと高齢者、要するに私も65歳なので高齢者の仲間入りしたんですけれども、その当町の高齢者の人口比率、どのぐらいあるのか。

それから、介護を受けて介護認定されている実数、実数というよりパーセントがいいのかな。それから、その予測として5年、10年後あたりはどのぐらいのパーセントになるのか、これ非常に大きな問題になると思いますので、そこは課長さんにお伺いしたいと思います。

それから、障害者、この区分けあるんですけれども、障害者でも身体、それから知的、それから精神、こういったのは当町でどのぐらいの数なのか、これをお知らせいただきたいと。

それからもう一つ、認知症のこの数これから大きな問題が我々に降りかかってくと思えますけれども、認知症。私の周りにはちょっと今のところいないんですけれども、実態はどうかです。ここら辺をまずもってお聞きしたいなと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいまの、より具体的なご質問ということで、今ご指名いただきましたが、詳細内容等でございますので、担当課長のほうに答えさせたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

お答えいたします。

まず、地域包括支援センターの役割ということでございますけれども、役割については、

要支援1または2の過程の要望プランの作成をすることでございます。そして、サービスを決
定し、毎月訪問して、プラン内容が適切であるかどうかを検証しております。もし、状態に変
化があり、プランの変更が必要であれば、プランの見直しをして介護状態にならないように支
援しております。

また、介護認定を受けていない高齢者に対しましては、生活ニーズ調査を実施いたしまし
て、元気高齢者、予防事業対象者を把握しております。そして、予防事業が必要な対象者に対
しましては、事業への参加を呼びかけております。この認定を受けていない方に対する支援事
業が包括支援センターの大きな業務となっております。

例えば、事業内容としては、運動機能向上、筋力アップ、脳の活性化を図るためにご存じ
の湯遊クラブ、元気はつらつ教室、お出かけ教室等を実施しております。

続きまして、生活保護等の実態ということで、ご説明したいと思います。

25年度末で生活保護世帯は97世帯ございます。前年度よりも2世帯増加しております。
毎年一桁台で2世帯だったり、4世帯だったり、少しずつ増加しております。

あと、高齢者の推移ということでございますけれども、25年度末で65歳以上の人口は
3,201名、割合は29.3%であります。前年度に比べて103人ふえております。介護認定者数は
582人で、割合は高齢者のうちの18.2%であります。前年から31人増加しております。

10年後の見通しということでございますけれども、10年後はちょっとございませぬけれ
ども、町の総合振興計画で6年後の平成32年を推測してございます。これは人口を1万人と推
定した場合に、高齢化率は38.4%、3,840人と見込まれております。

障害者数の関係でございましてけれども、25年度末で身体障害者の方は513名、知的障害の
方は92名、精神障害の方は96名となっております。これも毎年数名ずつふえております。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

すみません。認知症の数ということでございますけれども、これはきちっとした形が出て
いる数字ではございません。うちのほうの要介護認定の際の調査をもとにして推計した数字で
ございます。平成25年度は404名の方が認知症ではないかと推測されております。

以上です。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

ありがとうございます。

数値がわかったということで、六戸町の現状が大分実態として把握できて非常によかったです。まず、それを前提にして私たちが福祉というのをどういうふうにするか、町がどういうふうに対応していくかということになると思います。

そして、やはり超高齢社会ですので、そして私も65歳になったということは、団塊の世代もう1年あるんです。64歳。ここが非常にふえるわけで、ということはまだまだ将来的に介護を受けるこの数がふえるということ。これが実際に予想されることです。国も消費税なんか上げているわけなんですけれども、福祉目的税なんかにするとは言っているんですけれどもそうもいかない。実際には、年に1兆円ずつ国の負担がふえるということもあって、そしてこの要支援、これどのぐらいかということ、多分日中支援とか介護、それから通所、訪問そのぐらいの軽度のものが要支援だと思います。これを地域に移すと、これは多分なると思います。そういうところで財政的にも負担がかかってくると思います。

それから、入所、老人施設に入所している、この数多分六戸もあると思います。もう一つ、この特養に入っている数はいいんですけれども、待機者がいるかどうか、これひとつ課長さんわかりましたら。特養の待機者がいるかどうかです。

議長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

お答えいたします。

現在、待機者はありません。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

なしということで、非常にうれしいことなんですけれども、多分これからは施設も足りなくなってくる。かといって、町でそういう老健施設つくるわけにはいかない。これも事実だと思います。民間にそれを委託するというのもやはり限界があると思います。そういったところで、じゃ、どうすればいいか。そこでやはり介護にかかればいいと、これは前から町長さんも言っている保健事業ですので、それ全体的にかからない方向にやはり制度自体運用していけると、これが大事だと思います。

そこで、その包括支援センターの役目が非常に大事になってくるわけで、実際に4月から運用しているわけなんですけれども、中身的に7人体制でやっていると新聞報道でも私見ておりますけれども、実際どういった内容で、今スタートしたのかどうか、それとわかる範囲でこれからの先の予測も踏まえて、ひとつお答えいただきたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいま包括支援センターの内容についてということでございますが、具体的な部分は実際の状況等を一番把握しております担当課からお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今、ご質問いただいた中において、超高齢化社会ということ踏まえて、このような状況の中で今後ますます大変になるのではないのかということでございます。実際は、先ほど担当課長から10年先といいますと29%、高齢化率がという話がありますが、実際は40%近い自治体というのがかなりございます。ただ、パーセンテージだけを話をしていると、それはすごいねということになると思いますが、実際その中身を見ますと、やはり包括支援センター等を活用しながら、その地域の人たち高齢化率高いんでありますけれども、やはり介護等に至らないで元気で暮らしている方が多いというのが、やはり気温の関係なのか南のほうには高齢化率の高いところかなりあります。私もちょっとびっくりするところいっぱいありますけれども、やはり介護等を受けなくて済んでいるというのがありますので、私どもは、やはり

この包括支援センターを通じて、皆さんに何かあったらばかりじゃなく、ある程度の高齢になられて心配なところがありましたら、先ほど申し述べたように気軽に、何かなければ行っちゃいけないんだというふうに思うんじゃなく、相談に来てみたり、自分はどうなのかなということ、それらを相談してみる。町民にもそういう意識をもっともって持ってもらうように努めていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

それでは、詳細につきまして担当課長から答えさせたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

包括センターは、今4月に場所が向こうのほうに変わったわけですが、それまでも平成19年から業務を続けてまいっております。

主な事業といたしましては、先ほど湯遊クラブ等の事業は説明したので省略しますが、それ以外に総合相談支援事業、実態把握、これはひとり高齢者のみの世帯等の実態把握を行っております、平成25年度は323件の実態調査を行っております。それと権利擁護事業、これは高齢者の虐待とかそういう相談があった場合の事業でございます。それと介護支援専門員連絡会議といいまして、事業所のケアマネ等と研修を重ねたりもしております。年に11回行って、資質の向上を図っております。

あと介護予防の計画作成でございますけれども、これは先ほども言いましたけれども要支援1及び2の方に対してどういう計画が適正なのか、それを計画を作成して、毎月訪問して、この計画でいいのかどうか、それを確認して、もし見直す必要があればまた見直して、また絶えずチェックしながらこれ以上介護状態がひどくならないように常にチェックしていく業務でございます。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

よくわかります。そのケアマネジャーさん、それからちょっとお聞きしたいんですけども、もう1回、センターにはそういうケアマネジャーさんとか、福祉に関する資格というのは、そういった職員の配置はどうなっているのか。例えば介護福祉士とか、ケアマネジャー、社会福祉士とかそういう資格を持った方がいて、その業務に当たっているのか、ちょっと簡単でいいですのでお答えいただきたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

職員の中には保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネ、ケアマネでございます。あと1人事務の方がいますけれども、それ以外の方は何らかの資格を持った方がおります。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

中身について、今お答えのとおり、十分そういうスタッフがそろっていると思いますので、あとは、例えば相談とか、介護1、2のそういうケア、これをしっかりやっていただきたいなと思います。それから、近くに病院もありますので、医療、そういったところ連携しながら、ぜひとも有効的に活用、運用していただきたいと思います。

次に、福祉課と福祉協議会について、さっきの回答の中で、福祉は児童から、介護から、母子から、教育から、老人からということで、非常に守備範囲が広いということで、包括支援センターと、そちらのほうと連携しながら業務に当たる。それから、福祉協議会とも連携をとりながらということで、福祉協議会というのは民間ですので、仕事量にも限度があると思います。それから、我々も福祉協議会に納めておりますので、その中でやっているわけで、なかなか業務自体大幅にやれるということもちょっと考えられないと思います。そういったところで、これから福祉の重要説ますます高まっておりますので、この福祉協議会と綿密に連携しながら、福祉の向上、これをちょっと図ってもらいたいなと思いますけれども、そういったところ町長のほうからの見解をお伺いしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際は、福祉協議会、民間ということですが、大方の事業が福祉課を通してのものを委託をし、その趣旨に沿って協議会が実施しているというのは、かなりの事業としてございます。そういう関連もございますし、また支援という意味合いでの運営上のことにおきましても、多額な支出をしておりますので、それは客観的つながりを含めて内容に関しましても福祉課と協議した中で行われているものというふうに思っております。

もし、具体的な部分があれば担当課から答えさせたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

具体的なことということですが、例えば包括支援センターでも先ほど高齢者の相談ということで多々あるわけでございますけれども、その際でも包括支援センターだけではなく、ケースに応じて社会福祉協議会、また主治医等必要があれば随時綿密な連携をとって対処しております。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂議員。

4 番（高坂 茂君）

福祉課と先ほども言いましたように協議会、この立場立場というのがあると思っておりますので、やはり先ほど言いましたように、福祉の向上のために連携をとって、ひとつやってもらいたいなど、余談ですけども、湯遊クラブとかそういうの私も誘われておりますけれども、ぜひともそういったところに行ってみたいなと思っております。

そしてまた、非常に好評なんです。それに参加している人にとっては。ただ、そういうと

ころへ参加しない人のほうが問題で、これをどうやって引っ張り出すか、これも課題になってくると思いますので、やはり行政と協議会、一緒になって策を講じていければなと考えております。

次に、介護保険制度です。これが一番これからの軟着陸どこになるかわからないんですけども、先ほど町長さんありましたので、策定委員会これを設けてこれから検討していくということなんですけれども、やはり第一は、まずお金がかからないことは、やはり保険を使わないと先ほど私も言いましたが、そういう方向に持っていければなと、そのためには介護予防事業、これが第一になるかなと思います。

そして、このとおり10年先は非常にまた高齢化率も38、40%近くになります。ということは、必然的に介護認定率も上がるということを予想されますので、そのパーセンテージが余り右肩上がりにならないように、そういった事業をやはりこれを重点的に考えていただきたいと思っております。

というところで、国としても要介護、それから要支援、このすみ分けもかなり国が主導になって、それから自治体にも要支援はやりなさいと、経済的なことは余り考えなくても国がやらせようとしておりますけれども、そういったところはやはり独自のアイデアとか、そういうのを出さなければならない時期になっていると思っておりますので、そういったところもやっぱり鑑みて、これからの策を考えていただきたいなと思っております。

1つ、これは私の考えなんですけれども、やはり介護の予防事業に、例えば湯遊クラブはこれ1つありますけれども、ほかに男の人の参加が大分少ないというのを聞いております。そういうところであれば、気軽なケースを、この間、運動公園でグラウンドゴルフの県大会、町長杯だったんですけれども、非常な人数が集まったということを知っております。これもやるべきだなということであれば、やはりこれは行政もかかわって、やはりもっともっと人を運動に引っ張り出すような策をこれ考えたらどうですか。

もう一つは、老人クラブというのは名前も余りよくないんですけども、この地域においても、私も老人クラブには誘われているんですけども、なかなか老人という意識がまだないわけで、そういったところですので、組織の中で、例えば花いっぱい運動とか、老人クラブで。それはやはり行政も少しは花代ぐらい援助するぐらいの気持ちで、やはり最後はコンテストをやるぐらい、そういったところを私は考えているわけなんです。そうすれば必然と人が集まってくる。そうればひいては健康につながると、介護予防につながる。

もう一つは、やはりこれからは健康であればやっぱり体を動かす。やはりウォーキングで

す、歩くということ、これが基本になると思いますので、やはり運動公園なんかで行ければ、あそこいっぱい歩けるんですけども、その地域地域においてもそういう歩道の整備とかして、皆さんが歩けるようなそういったこともひとつ考える。そういったところもやはり介護予防につながるのではないかなと、そういったところをやっぱり町長のちょっと考えをお伺いしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今のご質問で、介護保険制度という部分が大きな足のつけどころになるのではないのかというお話の中からもございました。まさにそのとおりでございまして、私ども福祉という捉え方でグラウンドゴルフですとか、老人クラブの活動ですとか、老人クラブは若干福祉の要素あるかもしれませんが、問われているのではなく、独自の意味合いで頑張っている組織という捉え方をしております。

しかし、全ての面におきまして今おっしゃるように将来自分の健康、そして高齢であればやはり自分の健康、そして介護保険等にできるだけ支援を受けなくてもいいような自分の健康体を守るということは、それぞれの皆様の中にあって活動してくださっているというふうに思っております。

ですから、いろんな活動ありまして直接こちらの介護保険含めて挨拶等でも元気に過ごしてくださいねという内容の言葉は、挨拶は余り申し上げないではありますけれども、実際はそういう方々が自主的に自分たちの健康というものを意識する中に置いて、それぞれのできる活動をなさってくださいというふうに捉えております。それが、なかなか運営が老人クラブ等は新しい新規参加者がいなくて苦労しているという組織として困っているというお話も伺ってはおりますが、何とかそれを老人クラブという名前がというお話が今ございましたけれども、どのようにすれば老人クラブという捉え方よりも、みんなが魅力あって集まってこられるものなのか、または老人クラブの場合におきましては、地域地域のものがございまして、中央に集まってこなくても地域でできるようなアイデア等があって、そしてその活動等が出てきたならば、耳を傾け考えていくということももちろん必要になってくるのではないのかなというふうに思います。

ただ、いろんな活動がある中におきまして、高齢である方々、やはり私は一番大事なことは日常生活にあるのではないのかなというふう思います。もちろん、いろんな場所に集うということも極めてコミュニケーションを深めるということが心身の健全性に結びつきますから大切なではありますがけれども、やはり体を動かすという原点は、日常の生活の中にあるのではないのかなというふうに思っておりますので、それぞれ生き生きとした日ごろの活動、そして機会あるごとにおける各種事業への参加という積極性といいますか、引っ込み思案よりは積極的に出ていくという気持ちを、先ほどの包括支援センター、そして介護にかかわること、そして町民の皆様浸透させ得る言うべき私たちの言葉ではないのかなというふうに思っておりますので、今、それぞれ実施はしているものの私自身も100%これによしというふうに捉えているわけではございません。やっぱりいろんなアイデアを今もご質問ありましたし、もっともっと快活に、そしてその場では一生懸命、しかし日常もしっかり明るく過ごしてくださいねということ、保健指導を通じながら進めていくようにまいりたいと考えているところでございます。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

基本的には日常生活の中で自分の健康を守っていくというのが基本になると思います。やはり介護予防事業ですので、やはり事業の中で何か確立していくということをぜひ考えていただきたい。

次に、最後の4番目になります。障害者自立支援法です。

これはなかなか難しいと思いますけれども、実際、私も子供が障害者なんです。持っています。非常にもう三十何歳になるんですけども、そういった中でこの障害者福祉に携わって施設ともやりあってきましたけれども、なかなかその保護者の思うようにはいかないのが実態なんです。

自立支援法が法制化されて表に出てきたのは非常に評価されるべきものなんですけれども、やはり施設のほうでも、なかなか職員もいつかないというのもあります。それから、障害者を持っていないとその気持ちになれないのも実態なんです。というところで、この22年に変わったのは非常に素晴らしいことで、この制度を運用しようとして施設側もやっているんですけれ

ども、なかなかそれに取り組んでもいかないというのも見えています。

そういったところで、さっきの数値の中にありましたように、身体障害者は頭脳のほうははっきりしていますので、そんなにあんまり保護者としてもそんなに困ったことというのはないと思います。この知的障害というのは非常に個人差がありまして、みんな千差万別なんです。そういったところで、このまず人格を尊重して地域に共生して、その人なりのサービスを受けられるように、これが基本になるわけで、ですからそこでこの子はこういった生き方をしたいのか、将来的に親御さんはこういう最後、親御さんがなくなってもこういうふうになってほしいなど、そういう思いでいるんです。それを相談する機関がないんです。はっきり言って。というところで、制度自体は非常に素晴らしいんですけども、私何が言いたいかというのは、ですから行政もそういう福祉事業をやっている事業所に行って、内容を把握していただきたい。あなたのところはこういったサービスができますか。うちにはこういう相談があるんですよと。そこまで私はやっていただきたいなど。ですから、ここに例えば役場にそういう相談があるのかどうか、課長、そこをちょっとお伺いしたいなと思います。

議長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

そういう相談があるのかということでございますけれども、年に数件はございます。そこで、担当者がまず相談に乗るわけなんですけれども、担当でも処理できないようなケースがまずほとんどでございますけれども、そういう場合は十和田市の施設と契約してございます。なので、もし担当で処理できない場合はそちらのほうの施設に行って、専門の方が6名ぐらいおりますので、そこで相談していただいております。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

時間も少なくなってきましたけれども、これはお願いなんですけれども、町長さんの判断だと思うんです。やはり福祉の重要度、これは非常に守備範囲が広いということで、それで専

専門的な知見が必要で、専門職そういったところで県の職員採用も福祉職という限定して採用するというのは多分ことしからなると思いますけれども、それは新聞でも報道も見ております。というところで、先ほど聞いたのはそこなんです。専門職あるかどうか、社会福祉の資格を持っている人もいるということなんですけれども、包括的に福祉全般をケアできます。それからケアマネジャーですからそういう介護必要なのは今度プログラミングできると、もう一つは、介護福祉士があれば介護の状態、医療とか橋渡しと、そういったところであれば多分役場の職員であれば異動があるわけです。これ実際そうだと思います。

ですから、やはりここは先鞭をつけるためにも六戸は専門職を採用して、地域包括センターの中で先を見据えてやっているんだといったところをぜひやっていただきたい。そこら辺は町長の考えはどうですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

福祉の関係は、同じような例えば介護認定のそれぞれが同じ段階で見られても、その人によって、また男女差から始まって、その状況、環境、それぞれみんな違ってまいります。もちろん今ご質問の知的障害等にかかわっても人それぞれでございますので、非常に複雑、または相談等を受けるのも大変だろうと思います。

また専門職というのは、現在は、今六戸では専門分野を置くという概念は持ち合わせてはおりませんが、保健師、そして今言った包括支援センターは、一応上にいるものは、保健師でいるものはどうか分かりませんが、他においては専門性を持った状態で包括支援センターにはいてもらいますので、異動ということはまずございません。

ただ、将来は今ご心配されているように、それらを包括的にまさに福祉全体を見られる方がいらっしゃるのかもしれませんが。そういう人が置いたほうがいいというふうになれば、今ご意見ありましたようなことも考えていくのは町としては一つの義務という捉え方もできるのかなというふうには思っております。

今、保健師も健康にかかわる部分が多いんでありますけれども、実際は精神的な意味、いろんな町民の状況に目配りしていますので、私は、今六戸町の状況としてよしと思っているものの一つとしては、この範囲の自治体の六戸町でございます。福祉関係の健康にかかわる分野、

その他の分も含めて、よく町民の状況を把握しております。ですから、顔が見えていて、私どもの担当の者たちが回っているというのは、これは大都市等に比べてある意味で地方の自治体であるがゆえの利点ではないのかなというふうに思っています。

ただ、個人情報等ありますから、それぞれ担当のものは軽々には、その関係者と相談はするもののそれ以外とは相談いたしません。先ほどあったドメスティックバイオレンスのこと、または高齢者もまたはそうじゃない親子でも、いろんなものもこの中にはいっぱいございます。それらはまずほとんどといっていいほど役場の担当のものが大体その家庭の状況という部分、問題ある場合、捉えておりますので、捉えていたら何でもやってくれというふうに思うかもしれませんが、もちろん必要な部分があれば協議をし、行っておりますので、私はかなりの目配り気配りの範囲という中においては、人が見えた状況で今福祉にみんな携わっているというふうに捉えております。

いろいろご質問にある課題等がありますけれども、頑張ってくれているのと、この環境という中における人が、顔が見えていることの利点をもっとご質問ありますように福祉、そしてその人の気持ちをなごます役所のあり方にさらにいっそう努力をするように努めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

残りの時間も少なくなっていますので、踏まえて質問してください。

4 番（高坂 茂君）

最後にしたいと思います。

最後に言いたいことは、さっき町長さんが言ったのは、多分老人関係の見回りというんですが、私のところは65歳になって保健指導員という方が来まして、多分それが徹底されていると思います。それはそれで結構なんですけれども、もう一つ障害者の知的障害の部分で、これ非常に難しいとさっき言ったんですけれども。この前も通知が来しました。サービスどのようにしますかと、2枚もので様式があります。私もそういうの案外知っているほうなんですけれども非常に難しい、書くの。それまではうちの女房がやっていたんですけれども、どうしてやっただんですかと、町の福祉課に行って聞きながらやりましたと、それしかできないと思います。それはそれでいいんですけれども、であるんであればやはりこの状態、実態を把握するために、

私は行政職のプロの方が、やはりそんなに多くない知的障害には1件1件全部1回、回ればいいんです。そして1回それをデータとしてとっておけば、今後、この方はこういう障害を持っているんだ、今何歳なのか、親御さんが何ぼなのか、そういうのは絶対ベース化しておいて、そしてそういう通知なりあればできると思いますけれども、これは多分課長さんどうですか、やっていますか。訪問しての、ちょっと間違ったらごめんなさい。最後です。それを踏まえてできればこれからぜひそうしていただきたい。親身になってやはりその保護者なり相談になっていただきたい。そうすればやっぱりもっともっと住みたい、住みよい町になる。私そう思っております。

以上で質問を終わります。

最後にそこだけ。

議長 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

実態調査まではしておりませんが、保健師業務の中で精神担当の保健師がおります。この保健師は、相談に来た方については随時相談に乗って、病院、または施設とのやりとり、または病院まで同行していったりしてやっております。ただ、データベースで実態調査というのは今後検討させていただきたいと思います。

議長 長（苫米地繁雄君）

これで、4番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

ここで2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時00分）

再開（午後 2時13分）

議長 長（苫米地繁雄君）

全員そろったので、時間前ですがいいですか。

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、川村重光君は一問一答方式による一般質問です。

川村重光君の発言を許します。

川村君。

6 番（川村重光君）

最後になりましたので、皆さん本当にお疲れのようでございますので、後先を気にしまして素早く質問させていただきます。

早速、通告に従いまして質問いたします。

まず、人口減少についてであります。

先般、日本創成会議の試算で、30年後青森県の20から30代の女性が半減すると新聞等で報道されておりました。県南地方で減少率が最も高い七戸町で78%、六戸町は47%と、率は低いですが、いずれにしても若い女性の半分は都会に出てしまう忌々しき問題と思います。この試算どおりとすると、将来町の存続にも影響いたします。この件について町長の感想を伺います。

2は、六戸町の人口推移を見ますと、平成12年の1万1,100人から毎年50人程度減少しまして、23年には1万560人まで減少いたしました。定住支援対策を行った24年度から増加に転じまして、ことしの4月まで1万914人、実に2年間で350人程度増加しております。

特に、破格な土地分譲と、町の新築補助事業での住宅建設が盛んな小松ヶ丘地区の人口増が顕著であります。さらに町営住宅の建設やアパートへの若者定住支援事業など、町の定住支援対策がタイムリーに効果を上げている結果だと思えます。

しかし、私どもは六戸町の公平な発展を願うわけでございます。旧学区の人口は減少傾向にあります。町営住宅やアパートがないことや、宅地にする土地も限られるなど、農村の特質で定住支援対策が受け入れがたい状況であると思えます。農業白書で農業の就業人口が10%以上の農村地帯では、30年後の人口が現在の7割まで落ち込むと推測されています。まさに限界集落の可能性があります。早急にこの地区に合った対策を考えるべきと思えます。旧学区には学校跡地の優良な資産があり、それを経営資源と捉えまして有効活用することで活性化に大きな貢献できるのではないかと。このことについて町長のお考えを伺います。

次に、原子力災害について質問いたします。

町のこの定住対策に水を差すような質問でございますが、安心・安全、定住拠点を標榜しているわけでございますので、情報の公開というのは重要だと思いますので、あえて質問させていただきます。

青森県は原子力関連施設が他県にくらべ多く存在いたします。万が一の放射性漏れ事故の可能性も否定はできないと思います。そこで、もし事故が発生した場合の町の対応を伺います。

2番は、先般、この六戸町の全世帯に防災マップが配布されました。しかし、その内容を見ますと風水害対策、地震対策、火災対策とあり、原子力対策は一切触れていません。素朴な疑問といたしまして、この事故が発生した場合、どのような行動をとればいいのかいま一つ釈然としません。事故の際町民が最も頼りにする身近な窓口は役場だと思います。

啓発のためにもこの原子力災害対策を防災マップに加えるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上2項の件について壇上からの質問といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

取り急ぎという川村議員でございましたので、早速ではございますが、お答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

今ご質問にありましたとおり、日本創成会議人口減少問題検討部会の試算によれば、当町の20歳から39歳の若い女性の人口は、2040年には2010年に比べて47%減少すると発表されました。県内の35市町村が50%以上減少するという試算されていることに比べれば、減少率は少ないものの、実際は50%以下といたしても、五十歩百歩という捉え方で、この社会背景を見ますとこれはある程度は若い女性に限らず、人口減は想定されたものの、若い女性と限っての数値が発表されますと極めて将来の社会をご質問のように心配する内容になるということは、そのとおりだなというふうに私も捉えております。

子供を産む中心世代の女性が大幅に減少すれば、人口減少の加速化につながり、税収の減収等により自治体の運営が厳しくなり、やがては破綻の危機に陥りかねません。町としてはこれまでも子育て環境の充実、定住支援等の施策を積極的に行ってきていますが、さらに地場産業の振興、雇用の確保に向けた施策を今後展開する必要があるものと考えているところでござ

います。

次の人口減少に対する対策をとのご質問でございますが、住民基本台帳をもとにした人口ですが、小松ヶ丘地域では平成16年3月31日時点と、平成26年同時点の10年間を比較してみますと886人、101%の増加でございます。また、旧柳町小学校区では122人、18.3%の減少となっております。また、旧長谷小学校区では151人、20.7%の減少、旧折茂小学校区では137人、12.4%の減少、旧昭陽小学校区では156人、15.7%の減少と、いずれも2桁の減少率となっております。このように小松ヶ丘地区以外の人口減少の傾向は、急激に進んでおりますが、若者世代の転出や未婚の問題、少子化の進行など簡単には解決できない課題であります。また、人口減少対策としての学校跡地の活用についてでございますが、学校跡地などの未利用の公有地につきましては、有効活用していくことが理想でありますので、例えば民間の事業計画の提案、特に若年者向け住宅団地等の事業計画の提案があった場合などは、積極的に役場としても相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

次の原子力災害についてのご質問でございます。2点でございます。

次の原子力災害について、青森県の原子力関連施設で事故が発生した場合、町の対応を問うというご質問でございます。県及び各関係機関の連絡を密にし、情報の収集と住民に対する情報の提供をしながら、県からの指示のもと状況判断をすることになります。

次に、防災マップに原子力災害対策も加えるべきではとのご質問でございます。今回の防災計画の見直しは、国・県の見直しに伴い、それにのっとった形となっております。県は国の定める原子力災害対策指針に基づき、青森県における原子力対策を重点的に実施すべき区域を東通原子力発電所ではおおむね半径30キロ以内、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設等については、おおむね半径5キロ以内としており、当町はその範囲に入っておりませんので、今回の防災計画においては、原子力災害への対策については作成しておりませんが、必要に応じてご心配等のことは同じように感じるころはございますので、情報連絡等、住民広報等の体制を整えて今後も町としてはまいりたいものと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、2点につきましての答えとさせていただきます。

議長（苫米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

この創成会議の試算につきましては、30年後のお話ですので、全く私も予想がつかないと思います。現在できることは、小学生以下の子供たちに郷土愛とかそういう教育、また出生率を高めるとか、子育て対策、また婚活、そういうものを小まめにやっていく、そういうことだろうと思います。

次に、定住支援対策が人口増加に結構効果を上げているわけですが、この施策の初年度からこの定住促進新築補助事業と若者定住支援事業で町税がこの事業に幾らぐらい使われてきたものか、総額で結構でございます。そして、この事業でどのぐらい人口がふえたのか、2点。

それから、この事業の評価、先ほど私もちょっと聞き取れなかったものですから、評価を聞きたい。これからそしてまたこの事業も今後とも継続していくのか、またそれに対しての予算がどのぐらいかかっていくのかちょっとそこを聞いてから次に移りたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

各種定住策についての経費はどのぐらいなのか、またそれによって人口増はどのぐらいになってきたのかということのご質問でございますので、担当課長のほうからこちらのほう答えさせたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

それでは、ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

最初に定住促進新築事業についてでございます。こちらにつきましては、平成24年度は件数で47件、2,529万円、これに伴いまして転入増が117人となっております。同じく平成25年度でございますがこちらが64件、3,386万円、転入世帯が45世帯の139名という結果が出ております。

続いて、定住支援事業、家賃補助のほうでございます。こちらは平成22年度から実施しております。平成22年度は11世帯25人、うち転入者が7世帯16人、23年度につきましては、18世帯56人が利用しております。うち転入者が10世帯31人、平成24年度こちらが12世帯36人、うち町外からの転入者が8世帯26人です。平成25年度につきましては、21世帯49人、うち19世帯42人というのが町外からの転入となっております。

なお、こちらの補助につきましては、2年間、毎月2万円を限度としております。
以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）
町長。

町 長（吉田 豊君）

3点目として、今後はどのようにこれに対して行うのかというご質問ございましたので、お答え申し上げます。現在も申込み等ございますので、私どもといたしましては、将来も何十年も同じような調子でいくというふうには正直申し上げて捉えてはおりません。しかし、そのように望むもの、こちらに移住してくるという判断をお持ちの方がいらっしゃることにあっては、一応継続的に考えていくべきものというふうに捉えているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）
川村君。

6 番（川村重光君）

金額のことは次に質問しますが、あと1つ、この六戸の旧学区から定住支援事業を利用して、小松ヶ丘とかそちらのほうへ移住したというか、転入した例があるか伺いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）
企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

25年度につきましてですが、町内から小松への転入者については2件確認しております。ちょっとほかの年度は手元に資料がございませんのでよろしく申し上げます。

議 長（苫米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

それだけですか。わかりました。

次に進みますけれども、この定住促進のために計算しますと、幾らぐらいかな、9,000万円ぐらいかな、そのぐらい予算的に決算されていると、そして転入が400人ぐらい。1人当たりとして20万円弱になりますよね。お金をかけるということは。それは結構ですけれども、この小松ヶ丘地区の人口が増加していくわけですが、急激な人口の増はこの地区のインフラにも課題が出てくると思いますが、その財政支出がその地区に余り偏って使われているのではないかなと、またそういう産業へ偏っているのではないかなと、その他の事業に影響が出るのではないかなと、こう考えておりますけれども、その点をちょっと伺いたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

単純に人口の数でこの地域へということになれば、今ご質問のようなご意見もおありになるかというふうには思います。ただ、私どもといたしましては、先般の答弁で地方交付税のお話を若干させていただきましたが、実際は地方交付税等の算定は、前の国勢調査に基づいて行われてまいります。まだそれが新たなものになっていないものですから、若干財政的には以前の調査のときの人口でもっての交付税が来ているわけでございまして、その中でやりくりしておりますから、ある意味では負担という捉え方もあろうかというふうに思います。

しかし、次の国勢調査におきましては、その人口増になった部分の増額というものがやっぱり人様が多いとそれ相応の充当して、交付税というものが入ってまいりますので、私どもとしては、今出しているといいましても、何年間かで見えた場合においては、やはり人口が減るといよりは人口がふえているということが、地域として財政的には結果としてはよろしいので

はないのかなというふうに捉えているところでございます。

実際はかかっていけないというよりも、また特定の地域というよりも、この制度は小松ヶ丘に限定しておりませんので、今、数は確認しておりませんが、主に小松ヶ丘ということでございまして、町内各地にそのようにお家をつくられる方がいらっしゃれば、それが同様に該当になります。

また、先ほどご質問にありましたように実際の町内での移動もあることはありますけれども、大方は他の地域からおいでになっていらっしゃるということから、総体的に40歳ぐらいから大体そのぐらいの年代の方々が移り住んでくださっているという要素がありますので、まずは来ていただけるという環境を維持し、このありがたい状況を堅持すれば、私は今は負担と思っても必ずその分の見返りとしてのありがたい財政環境にはなっていくだろうなというふうに捉えているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

私は、この六戸町全域が等しく発展していくというのが理想の考えだと思います。この町の定住支援対策が、先ほど広い考えと言いましたが、この農村地帯には当てはまらない。ちょっと考えてみても無理なような感じがいたします。そういう意味でこの農村地区の発展につながるような大胆な対策を行えば、何とかこの地区の歯どめもできるのではないかなと、そういう対策が今町では無策とは言いませんけれど、とられていないような気がいたします。そういう今後の方向性をちょっと伺いたいなと思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実は、若い方に今のような小松ヶ丘のほうを中心的に、そちらのほうにかかっているんじゃないかというようなお話を言われたことがございます。その際に申し上げたんでありますが、あなたはどこに暮らしていますかと、十和田に暮らしています。どうしてあなたはご自身の家

の土地もある。その場所にお家をつくろうとなさらないんですかと。実は、田舎のほうが旧学区だとかそういうのは大変だではなくて、その地域に住もうとしていないということが一番問題かなというふうに思っております。

私どもとしては、できれば新しい土地を求めるよりもそこに家をつくって親御さんとの身近なところにながら、そして行動するという、そのほうが長い目で見たときに私としては若い方々にとってもいいことではないのかなというふうに思うんですが、どういうわけか別のほうに、他自治体にお世話になるという状況等があります。私はそういう方々が今度地元に戻ってきて、そこに家をつくる。小松ヶ丘じゃなくても自分の親がいようといなかろうともそこに来るような、そういう正しい意味でも打算的な人生設計を若い人たちに持ってもらえたら、今減少している地域も若干は、その地域に対する見方が変わってくるのではないのかなと期待しているところでございます。

どちらにいたしましても若い人たちが少ないのと、結婚していないという現実がございまして、ただ田舎にいてもというふうに思う方も結構いるようでございますから、私はそうじゃなくて個人の問題だろうというふうに思っていますので、できるだけそれぞれお家をつくる際には、既存の集落にいましても、ぜひこういう事業をご利用くださいというふうにもっと伝えていきたいものだなというふうに思っております。

議 長（苦米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

町長と見解の不一致のところありまして、子供が親と一緒に暮らす、勘違いすると思えますけれども、今の子供は、独立心が旺盛でやっぱり親と暮らしたくないという年代、そういうのもまた考えていただきたい。そう思っております。

そこで、私も跡地と言ったものですから提案してみたいと思います。

この六戸町は農業が盛んな町でございます。しかし、就労者不足で農業が衰退減少にあるわけでございます。さらに大変なことは農作業の人手が結構不足している、喫緊の課題と思っております。

この人手の確保には、農業研修生を受け入れるとか、ワーキングホリデーを活用するとか、就業希望者を募るわけでございますが、いかんせんこの六戸町には宿泊する施設がないわけで

ございます。そこがちょっとデメリットの面かなと考えております。農家宿泊も考えられますが、1年など長期滞在ですと農家の方が本当に大変になります。

そこで、この農村の活性化、また独身者のUターン、Iターンの就農対策、また独身者の交流の場、婚活、さまざまな点を目的としまして学校跡地に片隅でも結構でございますが、独身者専用のシェアハウスを建てまして、また安い家賃で希望者を募れば結構人が集まるのではないかと、そしてまた農村地区の活性化につながるのではないかなと、こう考えております。安い、安価な居住を提供すれば人が集まるということはやっぱり小松ヶ丘がいい例だと思います。

それから、施設の建設には町の財源の問題があります。民間に建設していただきまして、町は居住者に補助を支援する。そういうのを考えてはどうかなと思っております。

また、さらには六戸町にはヒマワリを栽培して町の活性化を模索しているグループがあります。学校跡地にこのヒマワリを栽培しまして町の特産として育成しまして、情報発信の効果を狙えば、二重三重の活性化につながるのではないかなと、こう考えております。モデル事業といたしまして、この環境地理の条件の整った、最初にこの折茂小学校の跡地に名前は若者の出会いの家とか、そういうハイカラな名前をつけましてこの事業を行ってはどうか提案してみます。

どうでしょうか。

議長 長（苦米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、先ほどの申し上げたのは、自分の家に戻って同居せよということではございません。やはり農家従来地域は、身近なところに土地をお持ちの方がいます。身の回りに土地を持っているわけですので、そこから若干離れていてもそういうところにお住まいになって、頑張ってくださいばいいのではないのかという意味合いでございます。親のそばだろうということ。どうしても町なかとかそちらのほうに行くということばかりが、これからのあれではないのではないかなというふうに思いますので、そうやって住むようになれば、そして活用していただければいいのになということでございますので、そのようにご理解を賜りたいなというふうに思います。

今、ご質問いただいた件に関しまして公有地の利用ということでございますが、学校跡地

がございます。先ほど申し上げたとおりでございますが、私は利用していく形が一番理想だというふうに先ほども申し上げました。どなたか民間でもそのようなことがあった場合、今、教育委員会にかかわる土地、公有地でありながら教育委員会、しかしそれを町のほうの土地として切りかえ、そしてそれを土地を貸すなり何なりでまた事業者が行うというのであれば、そこで今おっしゃった若者の未来の家というのでもよろしいんでありますが、そういう趣旨を持ったような住宅を建てられる方がいらっしゃれば、私のほうはそれを提供していてもいいのではないのかと、協力していいのではないかと考えております。

ただ、今まで前にも土地利用はどうだろうかという話を聞いたことがございますが、具体的に出てきてからでなければ、今このように議会でご質問いただいておりますから、公の場で申し述べているわけでございますけれども、何もない状況の中で私どもは今の学校施設だった場所を条例等をもって全部変えてしまうというのなかなか理由なきままでやるというのも難しい状況でございます。

議会の皆様からのとにかく環境をつくっておくと、そのような応用がきく状況をつくっておくというのであれば、私どもとしては条例上の中において、その土地を一般の公有地と町サイドが活用すべき公有地として、それを活用するための条例を制定しておいて、ご了解を皆様から得るわけでございますけれども、どなたかがあればという体制づくりはやることは可能なかなというふうに思っております。ただ、目的なきは何でそういうふうにするんだと言われても困るものですから、今まではこのようにしていたということでございますので、ご理解を賜りたいと。

それから、学校敷地だったものですから、それぞれが今折茂は教員住宅だけが残っております。他の地域は、地域の方々の要望によりまして、それぞれの一部施設を残しております。利用しているかどうかということに関しましてはそれぞれによって違いますが、実際は統廃合にかかわるとき地域の方々の要望等がある今の現状でございますので、そのようにいろんな活用するというに際しては、直接今は違うんだとは言いましても、やはり地域の方々に説明をいたした上での土地の利用方向、用途を変えていくということが必要になるのかというふうに思っております。

提案としては、私は、実際は大賛成でございます。どなたか民間の方でそのように活用していただける、今川村議員さんからもお話がありましたように、本当によそから来て、仕事をするため働く人、本来であれば私としては同様に考えましたのは、空き家としての活用という意味合いの中にそのようなきちっと登録をしていただきまして、そういう場所を提供していく

と、安いといえば貸す方には申しわけないんでありますが、そんなに大きな負担じゃなくて、空き家をそういう仕事のために来てくれる方がいらっしゃれば提供していくという形をつくればいかがかなと思ったりしているところでございます。

まずは、学校の土地は今お話ししたとおり、そして、もしよろしければ私どもは、学校施設としての公有地を通常の公有地へ切りかえるということ、そしてその土地を利用することになれば、それに伴う条例を整備しておくということ、それらのことを進めていきたいんですが、今目先の中に具体的なことがないもんですから、行わないでおります。もしそのような方向で行けというのであれば、私どもとしては、一番は議会の皆様に何でこうやったんだと言われるのが一番問題なんでございまして、今の状況の中でやってもよしというのであれば、それは検討することはやぶさかではないと、早急にそのことを検討してもいいなと思っております。

また、今ヒマワリをという若干こちらのほうにはないんでありますが、地域の活性、住宅という意味のことを含めてだと思しますのでお答え申し上げますが、いろいろ頑張っているお話は伺っております。ぜひ総合的な正しくしっかりとプランをつくっていらっしゃるようでございますから、それに基づきながら真にそういう展開をなされていくということは、心から歓迎すべきことというふうに思いますので、さらに具現化するように頑張ってください、そのうち私どもも含め大勢の皆様にご理解をいただけるそのようなヒマワリの事業になっていくだろうというふうに私は捉えているところでございます。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

公共施設の問題であります。先般、早稲田大学マニフェストの会長さんでしたか、会長と云えばいいのかトップの方だろうと思います。県知事やった方ですが、地方は財政が苦しい苦しいと、こう言っていると。しかし、公共の施設というのがいっぱいあるのではないかと、それを経営資源と捉えて、これから活発に活用していくのがこれからの方向ではないかと。そういうノウハウを持った職員がないということをちょっと新聞等書いてありました。そういうものをちょっとつけ加えて結論としましては、私はこの全ての地区が等しく発展していく

ことが町の我々の責務と思いますので、そういう人口の減る地帯、そういうのも目を通して、よい対策をしていただきたいと思います。

次に、この原子力災害についての質問に入りますが、国・県の指導を仰いでやっていると、本当にそれから六戸町は31キロ圏内に入っていないので、独自の防災計画は義務づけられていないということではありますが、単純に事故の内容によりますが、事故が起きた場合、独自の対策がないと素早い対応ができないのではないか、一つ一つ国・県の指示を仰いでやっていかなければならない。これ本当に事故の現状を見ますと今のマッチしていない。そういうことをちょっと伺いたい。

それから、風評被害の対策もあります。町はどのようなお考えでいるのか、ちょっとその2点をお願いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、県から伺ってというのは基本的な計画策定等にかかわる部分においてのことです。同様に今、東通からは30キロ、六ヶ所サイクル施設からは5キロ以内という捉え方で防災がなされているようでございます。当然、それに伴っての必要経費という部分もそれぞれの自治体という部分には問われているのではないのかなど、これは推測ではありますが、思われるところでございます。

しかし、大方の私ども六戸町を含め、他の地域はその中に属さないということになっておりますので、まずはルールに基づいての流れから私どもとしてはこのようにつくったということでございます。先ほど、壇上からも申し述べたんでありますけれども、だからいいんじゃないかということではなくて、直接その地域に接しないところでも万が一のことがあれば、それではどうするのかということは私ども六戸町ばかりじゃなくて、同等の自治体、それぞれ同じような中にございますので、私どもとしては、今後、総合防災計画は今策定されて間もないです。それに基づいての、それから圏内に入らない地域、しかし近いと思っている地域、そういうところはどういうふうにも実際行動としてなしていければいいのかという部分は、それらの自治体とお話し合いをしてみる必要があるというふうにも思っているところでございます。

それから、風評被害につきましては、実際に事が起きたらということになれば、おっしゃ

るとおりかもしれません。しかし、今のところ直接という部分が、具体的な部分がなかなか出てきておりませんので、申し上げようがないんでありますけれども、風評被害のことが出てきますと、正しい状況を理解していただく、それこそ毎日新聞に放射線量の結果が載ったりしておりますけれども、それらのことを踏まえて、私どもはそういう被害を受けている地域でないこと、被曝している地域でないこと、それらのことを正しい情報の中で理解していただくという方策しかないのかなと、風評被害というのは、その地域ばかりじゃなくて、一くくりで青森県というと青森県になっちゃいますし、北東北ならば北東北になっちゃうところがありますので、私どもとしては、まず大丈夫であることを普段申し述べなければいけない。それは簡単に自分自身の思い込みじゃなく、数値やここではモニターは三沢市でございますけれども、それらのデータをしっかりと人々に聞かれたときには、客観的理由から大丈夫でございますということを伝えていかなければいけないものだろうなというふうに思っておりますので、今、具体的に風評被害に何をするかというのはちょっと持ち合わせておりませんが、同じように何かあれば大変だというふうに捉えていることは間違いございませんのでご理解いただければというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

先般、福井県の大飯原発の差し止め裁判で、250キロ圏内が放射能事故の被害が及ぶ危険な地帯であると裁判で判決が出ました。本当にこのとおりだと思います。ぜひ、やっぱり危険というのを認知して、お互い享受してもらいたい。そしてまた、町民には危ないんだよという日ごろの啓発、そういうものをやっぱり目に見える形で、そばに防災マップ等につけ加えておくと、土壇場のときはやはりそれが活用するのではないかなと、そう考えております。この防災マップの件について、もうちょっと再度もう一回お伺いいたしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど国と県に基づいてということをお願いしたわけでありましたが、今、るるお話したとおりでございます。この中に含まれていないという中であっても、今、万が一のことを考えると、私たちはさてどうすればいいかということ、それは先ほど言いましたように、これに属さない私どもと同じような立場にあるようなところと相談をいたしまして、県との防災に相談をし、また直接圏内に入るといふことと違う意味でも示すべきもの、補助的な意味合いで防災マッププラスアルファで示すようなことでもやるということであれば、その内容を協議しながらつけ加えていくようにしてまいりたいなというふうに思います。

ただちょっと今できたばかりでございますから、ちょっとそれらの関係者にまず私たちと同等の立場、それから県の方々への風評被害、または実際にあったらどうするんだということ踏まえながら相談をしてまいりたいというふうに思います。

議 長（苦米地繁雄君）

川村君。

6 番（川村重光君）

結論づけましてそういう町独自の防災対策とかマップは今のところはないということだと思います。しかし、防災対策のやっぱり防災、町民を守るというのはやっぱり町の責任であると思います。日ごろからこの町民へのさまざまな啓発活動を行い、安全に避難できるような指導をお願いしまして私の質問を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

これで、6番、川村重光君の一般質問が終わりました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を6月10日午前10時より、本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後 2時57分）